

一般社団法人長野県農業会議 第20回常設審議委員会の概要

平成29年11月15日（水）に長野市「JA長野県ビル」において、第20回常設審議委員会を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

- 1 農地法に基づく審議（資料①、②）
 - （1）農地法第4条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべての案件について、「許可相当」として意見回答することを決定しました。
 - （2）農地法第5条の規定に基づく意見聴取について審議した結果、すべての案件について、「許可相当」として意見回答することを決定しました。
- 2 協議事項
平成29年度農業者年金加入推進セミナー及び全国農業委員会会長代表者集会について

※協議事項については、原案どおり決定しました。
- 3 報告事項
 - （1）農業者年金の加入状況について
 - （2）土地改良法等の一部を改正する法律及び事業制度について
 - （3）新たな外国人技能実習制度について
- 4 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

（一社）長野県農業会議 総務・情報部 （部長）中島健貴 （次長）土屋剛志 電 話：026（234）6871 FAX：026（235）2454 Eメール： 24nakaji@nca.or.jp

一般社団法人 長野県農業会議 第20回 常設審議委員会 出席者名簿

期日 平成29年11月15日(金)

場所 長野市「JA長野県ビル12A会議室」

■常設審議委員 在籍者 29人、出席者 22人

○印は出席者

氏 名			
正副会長	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○	(副会長) 1 市川 寛 ○
常設審議委員	2 荻原 勝己 ○	3 柴崎 義和 ○	4 堀 浩
	5 堺澤 豊 ○	6 本田 武司 ○	7 長瀬 充章 ○
	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○	11 荒井 忠男 ○
	12 神林 利彦 ○	13 小島 誠 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 雨宮 勇	17 井上 弘之 ○
	18 豊田 実	19 神農 佳人	20 中村 倫一 ○
	21 赤羽 昭彦	22 春日 十三男 ○	24 小林 哲男 ○
	25 平林 明人	26 古沢 明子	27 相澤 緑子 ○
	28 宮島 明博 ○	29 小林 文彦 ○	
県	県農政部農業政策課 吉池健 課長補佐兼農地調整係長、小林健次 課長補佐兼農業団体・共済係長、浜めぐ実 主事 県農政部農地整備課 所弘志 課長		
事務局	小林文彦 事務局長(前掲)、鮎沢甲一郎 参事兼部長、川井清司 参事、中島健貴 部長、佐藤源彦 部長、 森住浩光 部長代理、神林公雄 部長代理、山際義人 次長、土屋剛志 次長兼係長 松田美夏 主事、深瀬拓巳 主事、北澤省吾 農地相談員、 倉田幸代 全国農業新聞・図書支局主事		

一般社団法人長野県農業会議 第20回常設審議委員会 次第

日時 平成29年11月15日(水) 13:30～
場所 長野市・JA長野県ビル12A会議室

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案 農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案 農地法第5条の規定による意見回答について

7 協議事項

平成29年度農業者年金加入推進セミナー及び全国農業委員会会長代表者集会について

8 報告事項

(1) 農業者年金の加入状況について

(2) 土地改良法等の一部を改正する法律及び事業制度について

(3) 新たな外国人技能実習制度について

9 その他

10 議長退任

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成29年10月13日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報関係

10月13日	常設審議委員会	(長野市)
10月24日	農業員会巡回相談会	(高山村、須坂市)
10月26日	信州水田農業経営者会議役員会	(長野市)
10月27日	農業員会巡回相談会	(飯綱町、信濃町)
10月30日	全国農業新聞普及巡回	(松本市)

(2) 農政・農地関係

10月13日	第2回県農業委員会大会「第3回運営委員会」	(長野市)
10月14日	県畜産試験場一般公開(県養鶏協会PR事業)	(塩尻市)
10月17日	農業委員会巡回相談会	(岡谷市、原村、富士見町)
10月19～20日	北信越ブロック女性の農業委員会研修会	(新潟県)
10月24日	農業委員会巡回相談会	(高山村、須坂市)
10月27日	農業委員会巡回相談会	(飯綱町、信濃町)
11月2日	農業委員会巡回相談会	(佐久市、御代田町、軽井沢町)
11月7日	第2回県農業委員会大会「第4回運営委員会」	(長野市)
11月7日	第2回県農業委員会大会	(長野市)
11月9日	農業委員会巡回相談会	(長野市)
11月10日	地区常設審議委員会	(上田市、伊那市、松本市、中野市)
11月13日	農業委員会巡回相談会	(佐久穂町、小諸市、立科町)

(3) 担い手・経営・農業者年金関係

10月16～17日	全国農業新聞北信越ブロック編集会議	(長野市)
10月17日	農業者年金基金考查指導	(飯田市)
10月18日	農業者年金基金考查指導	(高森町、松川町)
10月19日	農業者年金基金考查指導	(駒ヶ根市、伊那市)
10月20日	農業者年金基金考查指導	(箕輪町)
10月23～30日	農の雇用現地確認	(18経営体)
10月31日	集落営農経営発展支援研修会	(安曇野市)
11月8日	農の雇用事業説明会・研修会	(長野市)
11月14日	専門アドバイザー・農業経営コンサルタント合同会議	(松本市)

2 組織関連の会議

10月19～20日	19市農業委員会協議会会長・局長会議
10月23日	年金業務担当者及び総合指導員会議
10月26日	信濃町農業者年金加入推進研修会
10月27日	岡谷市農業者年金研修会
11月6日	都道府県農業会議会長会議

3 その他の会議

10月17日	県監査委員事務調査
10月18～19日	全国稲作経営者会議理事会
10月24～25日	日本養鶏協会関東甲信越地域協議会養鶏研究大会
10月26日	北信越ブロック農業法人研修交流会
10月29日	県園芸特産振興展第49回鉢花類コンクール
11月2日	J A長野県大会
11月10日	農地流動化推進研修会

農地法第4条第4項及び5項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年11月)

地区名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備考
			田	畑	計	
東 信	2	2	0.00	710.00	710.00	
佐 久					0.00	
上 小	2	2		710.00	710.00	
南 信	0	0	0.00	0.00	0.00	
諏 訪					0.00	
上伊那					0.00	
飯 伊					0.00	
中 信	3	4	580.00	1,087.81	1,667.81	
木 曾					0.00	
松塩筑 安 曇	2	3	530.00	1,087.81	1,617.81	
北安曇	1	1	50.00		50.00	
北 信	1	1	0.00	111.00	111.00	
長 野 須 高	1	1		111.00	111.00	
北信州					0.00	
合 計	6	7	580.00	1,908.81	2,488.81	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(平成29年11月)

地区名	市町村数	件数	面積 (㎡)			備考
			田	畑	計	
東 信	8	19	21,597.31	21,812.00	43,409.31	
佐 久	6	14	19,699.31	9,225.00	28,924.31	
上 小	2	5	1,898.00	12,587.00	14,485.00	
南 信	9	22	26,899.00	25,029.00	51,928.00	
諏 訪	1	2	1,441.00		1,441.00	
上伊那	5	15	25,458.00	7,830.00	33,288.00	
飯 伊	3	5		17,199.00	17,199.00	
中 信	4	8	6,341.00	1,961.33	8,302.33	
木 曾	1	1		35.00	35.00	
松塩筑 安 曇	2	5	278.00	1,556.00	1,834.00	
北安曇	1	2	6,063.00	370.33	6,433.33	
北 信	4	6	900.00	5,585.95	6,485.95	
長 野 須 高	4	6	900.00	5,585.95	6,485.95	
北信州					0.00	
合 計	25	55	55,737.31	54,388.28	110,125.59	

注) 権限市町村農業委員会分は、各地区に含める。

平成 29 年度農業者年金加入推進セミナー及び
長野県農業者年金加入推進対策会議について

(一社) 長野県農業会議
長野県農業者年金推進協議会

1 期日及び場所

11月29日(水)

年金セミナー

13時～15時30分 (開場12時)

加入推進対策会議

17時～17時30分

2 場 所

① セミナー

「メルパルクホール」【現地集合】東京都港区芝公園2-5-20

TEL 03-3433-7212

② 農業者年金加入推進対策会議

「東京グランドホテル」 東京都港区芝2-5-2

TEL 03-3456-2222

③ 宿泊場所 チェックイン16時頃

「東京グランドホテル」

3 出席者

長野県関係：県農業者年金推進協議会支部関係者 18人(全国650人)

4 交通案内(農業会議職員関係のみ)

出席者	行 程
小林専務、鮎沢参事 森住代理、成田、松田 宮島アドバイザー	(事務局) あさま612号 長野駅発9:26→東京駅着11:12 東京駅→浜松町→会場へ

5 日 程

(1) 11月29日(水)

時 間	内 容	備 考
12:00 ～ 13:00	開場 受付 「メルパルクホール」	
13:00 ～ 15:30	農業者年金加入推進セミナー (次第別紙)	18名

15:30 ～ 16:30	(セミナー終了後) 同会場 各県代表者及び、農林水産省、農業者年金基金理事長との懇談会	※本県出席者 小林県農年協 会長 鮎沢 県農年協 幹事長
17:00 ～ 17:30	長野県農業者年金加入推進対策会議 「東京グランドホテル 4F 藤の間」	徒歩 5 分 ※小林会長他 長野県出席者 17 名
17:30 ～ 19:00	懇親会 (同会場)	(会費 1,000 円) 17 名
	宿泊先「東京グランドホテル」 東京都港区芝 2-5-2 TEL 03-3456-2222	15 名 ※ホテル代 各自精算

(2) 11月30日 (木)

時 間	内 容	備 考
8:30	朝食 各自 ホテルチェックアウト ホテルロビー集合	
9:30 ～ 10:30	廣済堂有明工場視察	徒歩・日の出駅 ゆりかもめ：日の出駅→お台場 海浜公園駅 (320 円) バス：お台場海浜公園前→ 海 01 門前仲町行 7 分 (6 駅) 都橋住宅前→徒歩 1 分 【帰り】 バス：都橋住宅前→お台場海浜公 園前 ゆりかもめ：お台場海浜公園駅 →新橋 JR：新橋→浜松町
10:50	【解散】 (各自昼食) 浜松町駅周辺等 メルパルクホール移動	
12:00 12:30 13:00	会場 運営委員会「望月会長出席」 会場 全国農業委員会会長代表者集会 「メルパルクホール会議室」	

平成29年度農業者年金加入推進セミナー 次第

日時 平成29年11月29日(水) 13:00~15:30

場所 東京都 メルパルクホール

- 1 開 会
- 2 主催者挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 講 演 (13:15~14:15)
演題「老後をどう生きるか」(仮題)
講師 コハシ文春ビル診療所院長 小橋隆一郎氏
- 5 加入推進に関する活動事例報告・情報交換(14:15~15:15)
 - ①青森県黒石市農業委員会 木立康行会長
 - ②長野県中川村農業委員会
藤木たせ子農業者年金加入推進部長
 - ③熊本県玉名市農業委員会 永田知博会長
- 6 加入推進に向けた申し合わせ決議 (15:15~15:30)
- 7 閉会 (15:30)

※ セミナー終了後、各県代表者、農林水産省、農業者年金理事長との懇談会を開催

長野県農業者年金加入推進対策会議次第

日時:平成29年11月29日(水)17:00~17:30

場所:東京グランドホテル4F 藤の間

- 1 開 会 (司会:鮎沢参事) 17:00
- 2 挨 拶
 - ・ 長野県農業者年金推進協議会会長 小林 弘也 17:00~17:05
 - ・ (一社)長野県農業会議専務兼事務局長 小林 文彦 17:05~17:10
- 3 出席者紹介
 - ・ 農業者年金加入推進セミナー事例発表者 藤木 たせ子
 - ・ 農業者年金広域アドバイザー 宮島 明博
- 4 全国情勢報告
(独) 農業者年金基金企画調整室 17:10~17:25
- 5 長野県後期2か年加入状況報告及び県段階の広報活動方針について (一社)長野県農業会議 17:25~17:30
- 6 閉 会

情報交換会
同会場

(17:30~19:00)

会費1,000円

平成29年度 全国農業委員会会長代表者集会について

平成29年11月15日

(一社)長野県農業会議

1 期日及び場所

(1) 期 日

11月30日(木) 12時30分～15時30分

(2) 場 所

「メルパルクホール」【現地集合】 東京都港区芝公園2-5-20

2 出席者

長野県関係：農業委員会会長代表者、農業会議役職員等43人(全国約1,000人)

3 日 程

(1) 全国農業委員会会長代表者集会

時 間	内 容	備 考
11:30 }	開場 受付 「メルパルクホール」	・事務局案内
12:30		
12:30 }	全国農業委員会会長代表者集会 (次第：別紙)	・長野県指定席に 着席
15:30		

※農業会議役員及び県農業委員会協議会役員以外は、集会終了後、解散

(2) 長野県選出国会議員への要請活動

農業会議役員及び県農業委員会協議会役員が、国会事務所で要請活動を実施

平成29年度全国農業委員会会長代表者集会 次第

日時：平成29年11月30日(木) 12:30～15:30
場所：東京都「メルパルクホール」

- 1 開 会
- 2 主 催 者 挨 拶
- 3 来 賓 挨 拶
- 4 運営委員長報告
- 5 農業委員会憲章唱和
- 6 第1部 パネルディスカッション・申し合わせ決議
(1) パネルディスカッション

「農地利用の最適化に全力をあげよう」

【パネリスト】

岩手県岩手町農業委員会	会長	松本	良子	氏
茨城県茨城町農業委員会	会長	箭原	和敏	氏
千葉県香取市農業委員会	会長	伊藤	寛	氏
兵庫県南あわじ市農業委員会	会長	竹田	孝司	氏

【助言者】

京都府立大学 准教授 桂 明宏 氏

【進行】

全国農業会議所 事務局長 伊藤 嘉朗 氏

- (2) 申し合わせ決議

第1号議案

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の取り組みを強化して
「農地利用の最適化」を推進する申し合わせ決議（案）

第2号議案

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

- 7 第2部 要請決議
農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議（案）
- 8 ガンバロー三唱
- 9 閉 会

平成29年度会長代表者集会運営分担及びタイムスケジュール(案)

自	至	所要	項目	担当
12:30			開会	事務局
12:30	12:35	5分	主催者挨拶	二田会長
12:35	12:40	5分	来賓挨拶①	農水大臣
12:40	12:45	5分	来賓挨拶②	衆院農水委員長
12:45	12:50	5分	来賓挨拶③	参院農水委員長
12:50	12:55	5分	運営委員長報告	藤本副会長(兵庫)
12:55	13:00	5分	農業委員会憲章唱和	望月理事(長野)
13:00	13:05	5分	(舞台模様替え)	
13:05	15:05	120分	第1部 パネルディスカッション・ 申し合わせ決議(活動・情報)	伊藤事務局長
15:05	15:10	5分	(舞台模様替え)	
15:10	15:15	5分	第2部 要請決議	柚木専務
15:15	15:17	2分	ガンバロー三唱	片山理事(岡山)
	15:17		閉会	事務局

【第1号議案】

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の取り組みを強化して「農地利用の最適化」を推進する申し合わせ決議(案)

農業委員会組織は今年8割を超える農業委員会で改正農業委員会法に伴う新体制へ移行する。今後、今般の農業委員会制度改正の目的である農地利用の最適化に真摯に取り組む成果の発現に向けて取り組んでいかなければならない。

そのため、われわれ農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員が共に手を携えて、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」に取り組む、国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源である農地の確保と有効利用を図り、将来に引き継いで行く取り組みを一層強化していくこととする。

よってわれわれはその実現を期すため、以下の事項について申し合わせ、決議する。

記

1. 農地利用最適化の推進に全力を挙げて取り組もう

(1) 地域実態を踏まえた「農地利用最適化指針」の策定を徹底しよう

- 農地利用最適化の起点となる「農地利用最適化指針」の策定を徹底するとともに、指針をもとに毎年度の事業計画を策定しよう。指針・計画の策定に当たっては農業委員、農地利用最適化推進委員の担当地区から目標を積み上げることに留意しよう。

(2) 農業者の意向把握に取り組もう

- 農地利用の最適化に取り組むためには、地域の農業者の農業経営並びに農地に関する意向を把握することが起点となる。そのため農地法第32条の遊休農地についての利用意向調査に加えて現在耕作されている農地の所有者の意向を把握するための取り組みを実施しよう。

(3) 「人・農地プラン」等地域の話合い活動の中心的役割を果たそう

- 農業委員、農地利用最適化推進委員は「人・農地プラン」等地域の話合い活動に必ず参加し、話合いの中心的役割を果たすことを通じて、

地域における農地利用の最適化、農地の利用調整、遊休農地の発生防止・解消に取り組もう。

(4) 農地利用の最適化を推進するため市町村農業振興部局、JA等と連携体制を構築しよう

- 多くの市町村において農地中間管理機構業務の受託並びに「人・農地プラン」の所掌は農業振興部局が当たっていることを踏まえ、農業委員会が農地利用の最適化に取り組むに当たっては、これらの部署をはじめ、JA等地域の関係機関・団体を含めた具体的な連携体制を構築しよう。

(5) 農地中間管理機構との連携強化に向けて取り組もう

- 農地中間管理機構との連携に当たっては、毎月の農業委員会総会を始め農業委員、農地利用最適化推進委員が集まる機会をなるべく多く捉え、農地中間管理機構が有する農地の借受希望情報と農業委員会の農地の貸借意向情報との付き合わせ等、具体的な農地のマッチングにつながる取り組みを進めよう。

2. 地域の声を取りまとめた「意見の提出」に積極的に取り組もう

(1) 認定農業者等地域の農業者等との意見交換に取り組もう

- 農業委員会において、毎年、認定農業者をはじめとする地域の農業者と農業委員会との意見交換会や集落座談会を実施し、その地域における農業・農村の課題の解決に向けた声を積み上げよう。

(2) 関係行政機関への「意見の提出」を徹底しよう

- 改正農業委員会法第38条を踏まえ、農業委員会において、市町村等行政機関に対し、地域における農業・農村の問題を幅広く汲み上げて「意見の提出」など政策提案活動に取り組もう。

3. 農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 農地利用最適化交付金の活用に取り組もう

- 委員報酬の上乗せ措置である農地利用最適化交付金を活用するべく条例改正を市町村部局、市町村議会へ働きかけよう。

(2)女性や若い農業者の登用を促進しよう

- 女性や若い農業者の登用に向け、市町村長等への働きかけを一層強化することに加え、女性や若い農業者の農業委員会活動に対する関心を高め、積極的に公募に応じたり、地域の農業者・団体からの推薦を得られるような人材の養成と発掘する取り組みを強化しよう。

4. 農業委員会活動の公表、情報提供について着実に実行しよう

(1)農業委員会で「活動計画」、「活動の点検・評価」の公表を行おう

- 農業委員会活動の公表義務を踏まえ、すべての農業委員会で、来年6月末に「目標及びその達成に向けた活動計画」、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を公表する取り組みを徹底しよう。

(2)農業委員会による「情報提供活動」の取り組みを一層強化しよう

- 「情報提供活動なくして農地利用最適化なし」を合言葉に、農業委員会による情報提供活動である農業委員会だより等の発行、全国農業新聞と全国農業図書の普及活用を強化しよう。

【第2号議案】

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議（案）

農業委員会の情報提供活動は、改正農業委員会法においても第6条第3項第2号に「農業一般に関する調査及び情報の提供」として明記された。

制度改正の主眼である「農地利用の最適化」の成果を収めるためには、各地の取り組みの”横展開”が極めて重要である。

このため、全国の農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり、『情報提供活動なくして農地利用の最適化なし』の気概をもって、「全国農業新聞」「全国農業図書」の普及・活用、「農業委員会だより」などの情報提供活動の一層の強化を図る必要がある。

よって、以下の3つの取り組みについて、ここに決議する。

1. 農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読を基本にして、
『全国農業新聞の農業委員・農地利用最適化推進委員1人・2部以上の新規申し込みの確保と農業委員数・農地利用最適化推進委員数対比5倍以上の部数達成』に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業新聞」の普及・活用による農地利用最適化を実践するため、昨年よりスタートした上記目標を掲げた3カ年運動に集中的に取り組むこととする。

そのためにも、改正法に基づく農業委員会の新体制では、新任農業委員と農地利用最適化推進委員の皆購読を確実に実施すること。

2. 農地利用の最適化のため「全国農業図書」を必読・常備するとともに、研修会等資料への活用並びに農業者への啓発に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業図書」の必携図書並びに農業委員会事務局の常備図書を必読し、農業委員会業務の知識習得に努めること。

農業委員会が主催する研修会等において、「全国農業図書」のテキスト等を活用して農業委員会関係者のみならず地域農業者への制度・施策の浸透

を図ること。

また、市町村部局等と連携し、担い手など地域の農業者に対する簿記・税務・法人化等の研修会に際しては「全国農業図書」のテキスト、パンフレット、リーフレットの活用を図ること。

3. 「農業委員会だより」の発行、市町村広報誌やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の“見える化”を徹底しよう

農業委員会法改正において第37条「情報の公表」が新たに設けられ、農業委員会活動の“見える化”の徹底が義務づけられた。

そのため、「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌での「農業委員会コーナー」等の確保およびインターネットの活用を通じて、地域農業者や住民に対して農業委員会活動に関する情報発信を徹底すること。

これらの取り組みの気運醸成を図るため、農業委員会は全国農業会議所が実施する「農業委員会だより全国コンクール」に積極的に応募すること。

農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議(案)

政府は、現在、昨年11月に取りまとめた「農業競争力強化プログラム」に基づき、第193回国会において農業競争力強化支援法等8法を成立させ、農業の成長産業化、競争力強化に向けた改革を進めている。

農業委員会組織は、昨年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正を受け、農地制度の適正な執行、認定農業者等意欲ある担い手の確保・育成、農地の利用集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の「農地利用の最適化」を進める組織改革をはじめ、農地情報の収集・提供活動に強力に取り組んでいる。

このような中、農業委員会組織では本年5月に開催した全国農業委員会会長大会において、農業・農村現場からの意見を積み上げた政策提案を決議するとともに、同6月にこれを踏まえた農地等利用最適化推進施策の改善に向けた意見を農林水産大臣に提出した。

政府の平成30年度予算概算要求を踏まえ、農業委員会組織として以下の要望事項を取りまとめた。

政府ならびに国会は、平成30年度農業関係予算並びに29年度補正予算の確保と農業委員会組織の「農地利用の最適化」に向けた取り組みを支援する関連施策の充実について、実現するよう強く要請する。

1. 農地利用の最適化を進める施策の推進

(1) 農地中間管理機構による農地利用集積の円滑な実施

農地利用の最適化に向けて、農地の中間受け皿である農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を加速化させるため農地中間管理機構の事業費、事業推進費である「農地中間管理機構事業」(52億4,900万円)を確保すること。

また、農地中間管理機構への農地の出し手に対する支援を行うための「機構集積協力金交付事業」(130億8,500万円)を確保すること。

(2)「農地情報公開システム」への完全移行のための支援

全国の農業委員会等が保有する農地台帳システムから農地情報公開システムへのデータ移行がほぼ完了したところであるが、移行することができない既存の農地台帳の履歴参照による二重管理や農地情報公開システムにおいて想定していない不具合の発生などの課題を克服するための改修経費を確保すること。

(3) 遊休農地対策の強化

遊休農地（荒廃農地）を再生利用する活動や施設等の整備、農地の利用調整等を総合的・包括的に支援する「荒廃農地等利活用促進交付金」（3億2,000万円）を確保すること。

(4) 農地の基盤整備促進

農作業の効率化や生産コストの低減、遊休農地の発生防止を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進と既存施設の更新整備、農家レベルによる畦畔除去などの簡易な圃場整備、農業農村整備事業（3,793億3,700万円）や農地耕作条件改善事業（407億1,900万円）など農業農村整備対策等の予算を十分に確保すること。

とりわけ、改正土地改良法で措置された農業者の費用負担等を不要とする圃場整備を積極的に推進すること。

(5) 相続未登記農地の利用促進と利用期間の延長の検討

相続未登記で共有状態の農地について、事実上の管理者である現在の耕作者（相続人の一人）の判断による貸借（利用権設定）を可能するとともに、これらの利用権と遊休農地に関する措置の利用権の期間延長（10年を超える期間）が図られるよう、法制度の検討を急ぐこと。

(6) 農業ハウス等の農地法上の取り扱いの検討

農業ハウス等の農地法上の取り扱いの検討にあたっては、将来的な農地としての効率的な利用を確保する観点に立って、農業目的以外の利用防止対策をはじめ、対象となる施設の形態の明確化や税制上の取り扱いについて、現場の実態を踏まえて行うこと。

2. 経営所得安定対策等経営対策の強化

(1) 経営所得安定対策等経営対策の充実等

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図るため、経営所得安定対策（2,888億8,800万円）に必要な予算を十分に確保すること。また、適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産が進むよう、「水田活用の直接支払交付金」（3,304億円）について十分な予算の確保を図ること。

なお、平成30年産米からの生産調整の見直しにあたっては、需要に応じた水田農業に取り組む農業者の経営の安定・継続が図られるよう予算措置に十分配慮すること。また、需要に応じた生産を徹底するためにも、生産者等関係団体による全国組織の立ち上げとその取り組みを支援すること。

(2) 収入保険制度の普及推進

収入保険制度の実施にあたり、「農業経営収入保険特約補填金造成費交付金」等必要な予算（530億8,900万円）を十分に確保するとともに、青色申告制度の普及・推進活動を強化すること。

(3) 新規就農に必要な支援の充実

① 「農業次世代人材投資事業」に必要な予算の十分な確保

新規就農者の確保と就農直後の経営確立を支援するため、農業次世代人材投資事業（199億1,700万円）の十分かつ継続的な予算確保に努めること。

「準備型」については、給付金返還の事態が生じないよう就農のための農地の確保ならびに農業法人等の雇用促進を図るための支援を強化すること。「経営開始型」については、独立・自営就農者の農業者年金への加入を徹底するよう国の指導を強化すること。さらに、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応する市町村段階のサポート体制の支援を強化すること。

② 「農の雇用事業」に必要な予算の十分な確保

農業法人等への健全な雇用就農の推進および雇用就農者の育成強化を図るため、「農の雇用事業」（53億1,100万円）の十分かつ継続

的な予算確保に努めること。

③新規就農者の定着と所得向上の推進

新規就農者の定着と所得向上のための経営規模の拡大等を支援するため、情報交換・自己研鑽の場となる新規就農者の組織化、生産技術の向上に向けたトレーニング圃場の開設等を推進する仕組みづくりを検討すること。

④農業の雇用改善と農作業安全対策の推進

農業法人等における人材の確保・定着のためには就業者が将来に展望が持てるような雇用環境の整備（給与水準の向上、退職金の積立、労働・社会保険への加入、キャリアパスの明確化等）が不可欠である。このため、経営者の意識改革を促す研修や啓発活動とともに、農業労働の特殊性を踏まえた社会保険労務士等専門家の養成に向けた情報提供や研修会の実施について支援すること。

また、他産業と比べ農作業事故の水準が依然として高いことから、特定農作業従事の特例加入の補償内容の拡充など、農業者が安心して農作業ができるよう農作業安全対策の取り組みを強化すること。

（４）担い手・経営対策の強化

農業経営を改善し、さらに発展させていくため、農業者の経営課題に適切に対応できる経営相談体制の整備や農業経営の法人化を支援する「農業経営法人化支援総合事業」（10億2,800万円）の予算を確保すること。

（５）農業者年金制度・運用の改善

農業者年金へのさらなる加入推進を図るため、若い農業者の保険料限度額の引き下げ特例、政策支援対象者への後継者の配偶者の追加など、制度・運用の改善を図ること。

（６）女性農業経営者への支援

農業・農村の継続、発展のためには地域活動や農業経営への女性の参画が不可欠である。女性の能力が十分発揮され活躍できる環境づくりが重要であることから、家族経営協定の普及・締結と農業経営改善計画の共同申請を推進するとともに、女性農業者による地域資源を活用した起業化等への支援対策を強化すること。

(7) 外国人技能実習制度の改善

作目の異なる複数経営体での実習も対象とするなど、農業の特殊性を踏まえた外国人技能実習制度の運用改善を行うこと。

3. 中山間地域等活力ある地域振興に向けた対策の強化

(1) 「日本型直接支払」などの地域を支え守る施策の確実な実施

中山間地域等では過疎化や高齢化が深刻化しており、農村資源（森林、農地、農道、水路等）を管理し多面的機能を維持する取り組みが困難になってきている。農村資源を共同で維持していく取り組みを積極的に推進するため、「中山間地域等直接支払交付金」など「日本型直接支払」（790億1,000万円）について十分な予算を確保すること。また、持続的な営農が可能となるよう法面面積や用水の確保など条件不利に応じた掛かり増し経費の負担について検討するとともに、知事特認地域について柔軟な対応が図られるよう働きかけること。

加えて、「中山間地農業ルネッサンス事業」（500億円）の十分な予算の確保をはじめ、各種支援事業への優先枠を設定するなど中山間地域等における農業経営展開を重点的に支援すること。

(2) 鳥獣被害対策の強化

有害鳥獣による農作物被害は深刻さを増し、統計に表れない自給的な農産物への被害も甚大であることから、生産意欲の減退、耕作放棄地の増大のつながっていることに加え、人への威嚇や攻撃など人身にも危険が及び、子育て世代などが集落を離れる要因にもなっている。これに対応するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」（150億円）など鳥獣被害防止対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

また、ジビエ（野生鳥獣の肉）としての活用を進めるための施設整備や、狩猟免許取得者の負担軽減ならびに拡大・若返りのための支援措置の一層の強化を図ること。

(3) 都市農業の振興

①都市農業振興・都市農地保全対策の確立

都市農地が保全され、農業経営が継続的に発展できるよう「都市

農業振興基本法」「都市農業振興基本計画」の趣旨に基づいて都市農業の振興施策・税制を拡充・整備するとともに、都市農業の多様な機能の発揮に向けた取り組みを支援する「都市農村共生・対流及び地域活性化対策」（13億4,800万円）を確保すること。

また、都市農地保全と農業経営継続に大きな役割を果たしている相続税納税猶予制度を堅持し、その改善を図ること。

②指定から30年を経過した生産緑地の固定資産税軽減

都市農地を継続的に保全する観点から、指定から30年を経過した生産緑地の固定資産税について、引き続き軽減措置を講じるとともに、固定資産税の軽減のための地方財政措置を継続すること。

③都市農地の活用の推進と保全・継承に向けた相談窓口の設置

体験農園の一層の普及をはじめ都市農業経営者の確保・育成、都市農地の活用推進を支援し、都市農業の振興を図ること。また、都市及びその周辺の貴重な農地を守るため、農地に関する法律や税制に精通し、都市農業経営者の状況に詳しい都道府県農業会議に「相談窓口」を全国的に整備すること。

4. 食の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進

（１）地産地消・食育・機能性食品のさらなる推進

農産物の地産地消を一層推進し、和食の保護・継承を図るためにも、学校等が行う地域の農業や農産物、伝統的な食文化についての学習など食育を支援する「食育の推進と国産農林水産物の消費拡大」のための予算を確保すること。

（２）食の安全対策と輸入農産物等の検疫・表示の強化

農産物等の輸入にあたっては、残留農薬・動物用医薬品、遺伝子組換え食品、口蹄疫をはじめとする海外の家畜の伝染性疾病や植物の病害虫等についての検査・検疫体制を強化し、食の安全性の確保に万全を期すため、「消費・安全対策交付金」（26億8,200万円）、「家畜衛生等総合対策」（57億2,200万円）等について十分な予算を確保すること。

また、消費者が安心して国産農産物を選択できるよう、加工食品の原料原産地表示を早期に実施するとともに、監視体制を整備すること。

（３）国産農産物の輸出促進と知的財産権の保護

国産農産物の輸出拡大のため、H A C C Pやトレーサビリティなどの制度的基盤の整備、グローバルG A Pやハラールへの対応についての農業者の負担軽減、地理的表示保護制度を活用した知的財産保護の強化や育成者権を侵害した農産物の流入防止対策を強化するため、「G A P拡大推進加速化事業」（８億６，６００万円）、「地理的表示保護制度活用総合推進事業」（２億５，１００万円）をはじめ、農林水産業の輸出力強化のための予算（７７億１，５００万円）を十分に確保すること。

また、原発事故以降、科学的根拠なく日本の農産物の輸入禁止をしている国・地域に対して、早期の禁止解除と信頼回復に全力を挙げて取り組むこと。

５．ＴＰＰ等国内対策の継続・強化

ＴＰＰ、日欧ＥＰＡに伴う国内対策については、影響が広範かつ中長期に及ぶことから、予期せぬ事態への臨機な対応をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施策の運用を図ること。

６．政府の審議会での農業界の適切な意見反映

政府における農業政策の検討については、食料・農業・農村基本法に基づいて設置されている「食料・農業・農村政策審議会」を基本とすること。また、未来投資会議や規制改革推進会議等の検討に当たっても、農業・農村現場の実態を踏まえた意見・提案が適切に反映されるよう農業界からの委員の選任に留意すること。

７．卸売市場法の見直しの慎重な検討

農業競争力強化プログラムに基づく、卸売市場法の規制の見直し検討については、農業生産者の視点に立った卸売市場の役割・機能を丁寧な

検証・議論を行う必要がある。特に、円滑な農産物取引において生産者サイドとして重要な「受託拒否の禁止」、「代金決済の確保」については堅持すること。

8. 消費税率引き上げに伴う納税環境の整備

農業者は農産物価格の決定力が弱いことから、消費税の適正な価格転嫁対策について徹底した広報対策など総合的な取り組みを継続的かつ強力に推進すること。また、平成31年10月の消費税率10%への再引き上げに伴って実施される軽減税率の導入にあたってもその仕組み等について丁寧な広報対策を行うこと。

9. 東日本大震災・原発事故、熊本地震等への万全な対応

(1) 農業再生に向けた事業展開の加速化

東日本大震災・原子力災害からの復旧・復興は一部で営農再開等に向けた動きがみられる中であって、政府・国が責任をもって、自治体と十分に連携して現場ニーズにあった農業再生のための事業を加速化させること。

また、「東日本大震災復興交付金」(425億円)を継続すること。

(2) 風評被害の払拭に向けたさらなる支援

依然として風評による価格下落等の被害は根強いことから、引き続き安全確保・信頼回復への取り組み等の広報活動を広く行うとともに、販路開拓やブランド化等のための必要な予算について十分措置すること。あわせて、一部の国や地域における輸入規制について、早期解除を強く働きかけること。

(3) 突発的な自然災害等への万全な備え

昨年の熊本地震や北海道・鹿児島県や今夏の福岡県・大分県をはじめ各地域に甚大な被害をもたらした大型台風、異常気象による集中豪雨など、予期せぬ災害がいつどこで起きても不思議でない状況であることから、農地をはじめ、ため池などの農業関連施設の耐震照査なら

びに強靱化対策を急ぐとともに、収入保険制度及び農業災害補償制度への加入、各種融資制度の活用など、発生後の復旧・復興に万全な対策を講じること。

10. 農業委員会組織の体制と機能の強化

(1) 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化

農業委員会が行う農地法等に基づく許認可事務、是正指導等を厳正かつ適正に実施するための「農業委員会交付金」(47億1,800万円)と、農地利用状況調査や遊休農地所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地地用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援する「機構集積支援事業」(29億3,300万円)については、概算要求額を確実に確保すること。

農地利用の最適化を進めるため農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動の推進のため農業委員会に対して交付される「農地利用最適化交付金」(100億4,200万円)については、予算を確実に確保するとともに、その執行についても適切な措置を講じること。

(2) 厳正な農地制度の執行を確保する体制整備

農地法に基づく業務を適正かつ円滑に実施するため、国は都道府県及び市町村に対し農業委員会や都道府県農業委員会ネットワーク機構(都道府県農業会議)の体制と機能強化に必要な予算を措置し、体制整備に向けた働きかけを行うこと。

第3回長野県農業委員会大会開催計画（案）

1 主 催

一般社団法人長野県農業会議・長野県農業委員会協議会

2 日 時

平成30年11月7日（水）13時～16時30分

3 会 場

松本市水汲69-2

「長野県松本文化会館（キッセイ文化ホール）大ホール」

（電話0263-34-7100）

※会場は、4地区（東信・南信・中信・北信）持ち回りで開催

（H29年度：長野市、H28年度：伊那市、H27年度：上田市、H26年度：松本市）

4 参加者

県内の農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業会議会員等関係者 約1,500人

平成29年度 農業者年金全国セミナー及び全国農業委員会会長代表者集会 出席者名簿

11月29日 (水) 全国農業者年金加入推進セミナー メルパルクホール										11月30日 (木) 全国農業委員会会長代表者集会 12:30～メルパルクホール									
地区名	所 属 名	職 名	氏 名	セミナー (メルパルクホール)	対案会議 17:00～ (東京グランツホテル)	総観会 17:30～ (東京グランツホテル)	ホテル予約 (東京グランツホテル)	所 属 名	職 名	氏 名	備 考								
佐 久	佐久市農業委員会	会 長	市 川 寛 一	○	○	○	○	佐久市農業委員会	会 長	市 川 寛 一	前泊【要請活動】								
	立科町農業委員会	会 長	宮 下 芳 昭	○	○	○	○	御代田町農業委員会	幹 事	土 屋 繁 一									
上 小 笠	上田市農業委員会	会 長	柴 崎 義 和	○	○	○	○	上田市農業委員会	会 長	柴 崎 義 和	前泊【要請活動】								
	諏訪地区							東御市農業委員会	会 長	小 林 茂 徳									
上 伊 那	農業委員会協議会	審 記	橋 爪 希 子	○	○	○	○	農業委員会協議会	審 記	橋 爪 希 子	前泊								
	中川村農業委員会	農業者年金加入推進部長	藤 木 た 恵 子	○	○	○	○	駒ヶ根市農業委員会	会 長	堀 恒 年	【要請活動】								
飯 伊	中川村農業委員会	事 務 局	安 富 和 男	○	○	○	○	実籾町農業委員会	会 長	柴 加 藤 千 夏									
	農業委員会協議会	審 記	加 藤 千 夏	○	○	○	○	阿智村農業委員会	会 長	内 田 有 一									
木 曽 地 方	久 保							松川町農業委員会	会 長	佐 藤 清 一									
	南木曽町農業委員会							下條村農業委員会	会 長	塚 田 光 雄									
松 地 筑 安 曇	松本市農業委員会							大鹿村農業委員会	会 長	菅 藤 俊 二									
	山形村農業委員会							死木村農業委員会	会 長	田 代 久 夫									
北 安 曇 地 区	須 高 地 区							農業委員会協議会	幹 事	後 藤 智 治									
	須 高 地 区							農業委員会協議会	会 長	飯 田 修 一	前泊								
長 野	須 高 地 区							南木曽町農業委員会	会 長	長 瀬 充 幸									
	須 高 地 区							木祖村農業委員会	会 長	小 林 佳 章									
北 信 州	須 高 地 区							王冠村農業委員会	会 長	越 中 敏 章	前泊								
	須 高 地 区							松本市農業委員会	会 長	小 林 弘 也	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							安曇野市農業委員会	会 長	坂 本 守 夫	前泊								
	須 高 地 区							山形村農業委員会	会 長	中 村 敏 博	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							麻績村農業委員会	会 長	柳 原 三 夫	前泊								
	須 高 地 区							池田町農業委員会	会 長	大 田 芳 寛	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							農業委員会協議会	審 記	山 本 恵 子									
	須 高 地 区							須高地区農業委員会協議会	会 長	神 林 利 彦									
北 信 州	須 高 地 区							長野市農業委員会	会 長	小 島 誠									
	須 高 地 区							千曲市農業委員会	会 長	荒 井 忍 男									
北 信 州	須 高 地 区							坂城町農業委員会	会 長	西 沢 基 雄									
	須 高 地 区							農業委員会協議会	審 記	桑 原 宏 子									
北 信 州	須 高 地 区							中野市農業委員会	会 長	中 村 秀 人	前泊								
	須 高 地 区							岩村農業委員会	会 長	渡 辺 利 正	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							(一社) 長野県農業会議	副 会 長	望 月 進 内	前泊								
	須 高 地 区							(一社) 長野県農業会議	副 会 長	坂 花 守 夫	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	市 川 文 彦	前泊								
	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	小 林 文 彦	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	佐 藤 源 彦	前泊								
	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	中 島 健 貴	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	神 林 公 雄	前泊								
	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	山 際 義 人	前泊								
北 信 州	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	山 宮 英 樹	前泊								
	須 高 地 区							長野市農業委員会	副 会 長	山 宮 英 樹	前泊								
(注) 農業者年金基金企画調整室				18	18	18	15	合計人数		43									

農業者年金加入推進ニュース

(一社)長野県農業会議
平成 29 年 11 月 15 日【No104】

**11 月 1 日より SBC ラジオ・FM 長野で
ラジオCMオンエア中(11 月 30 日まで)!**

進捗状況(後期 2 カ年)

県自主目標 311 人に対して 233 人(達成率 74.9%)

これからが加入推進活動の本番であります。個別訪問などの活動を積極的に進めていただき、お一人でも多くの農業者に農業者年金のメリットや意義をお伝え頂き、目標達成に向けた取り組みをお願いいたします。

また、若い方向けの県版リーフレットと普及資材を各市町村へお送りいたします。広報活動・個別訪問の強化にご活用ください。

平成29年10月 新規加入者実績

(単位:人)

市町村名	20~39才	40~59才	合計
飯田市	0	1	1
中野市	1	0	1
佐久市	1	0	1
佐久穂町	2	0	2
下條村	1	0	1
朝日村	0	2	2
合計	5	3	8

※農業委員・農業者を対象に年金研修会を開く場合は、農業会議職員の派遣などお気軽にお声かけください。

TEL 026-234-6871 FAX 026-235-2454

農業者年金「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動における市町村別加入実績(平成28年～29年度)

平成29年10月

長野県農業会議

市町村名	(参考) 基幹的 農業従 事者数 (2015年 センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	20～39歳				(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	40～59歳				合 計				2カ年目標達成		
			2カ年加 入目標 ①	H28 年加入 数②	H29 年加入 数③	要加入 者数 ①-(② +③)			2カ年加 入目標 ④	H28 年加入 数⑤	H29 年加入 数⑥	要加入 者数 ④-(⑤+ ⑥)	2カ年加 入目標 ⑦	H28・29 年加入 者数⑧	要加入 者数 ⑧-(⑦-⑧) ⑦	目標 達成 率(%) ⑩-⑧ ⑦	20～ 39歳	40～ 59歳	総数
小諸市	71	12	3		1	2	194	23	2	2	1	△ 1	5	4	1	80.0		○	
佐久市	127	11	14	2	1	11	316	31	4		1	3	18	4	14	22.2			
小海町	22	10	1			1	69	18	1	1		0	2	1	1	50.0		○	
川上村	222	38	9	5	1	3	545	123	7	1		6	16	7	9	43.8			
南牧村	124	31	5	1		4	273	78	3		1	2	8	2	6	25.0			
南相木村	11	1	1			1	31	4	0			0	1	0	1	0.0			
北相木村	1	0	0			0	16	5	1			1	1	0	1	0.0			
佐久穂町	46	2	7		2	5	86	13	1			1	8	2	6	25.0			
軽井沢町	7	3	0	3	1	△ 4	39	13	1	2		△ 1	1	6	△ 5	600.0	○	○	○
御代田町	39	10	2	1		1	122	14	1	1		0	3	2	1	66.7		○	
立科町	17	1	2	3		△ 1	98	19	1			1	3	3	0	100.0	○		○
佐久支部	687	119	44	15	6	23	1789	341	22	7	3	12	66	31	35	47.0			
上田市	97	36	4	5	1	△ 2	302	61	4	2	1	1	8	9	△ 1	112.5	○		○
東御市	52	14	2		2	0	175	9	2			2	4	2	2	50.0	○		
青木村	3	1	0			0	19	6	1			1	1	0	1	0.0			
長和町	14	1	2			2	24	2	0			0	2	0	2	0.0			
上小支部	166	52	8	5	3	0	520	78	7	2	1	4	15	11	4	73.3			
岡谷市	0	0	0			0	24	5	1	1		0	1	1	0	100.0		○	○
諏訪市	18	3	1	2		△ 1	72	13	1		1	0	2	3	△ 1	150.0	○	○	○
茅野市	40	2	6			6	172	14	3	1	2	0	9	3	6	33.3		○	
下諏訪町	1	0	0			0	1	2	1			1	1	0	1	0.0			
富士見町	31	4	2	1		1	93	17	1			1	3	1	2	33.3			
原村	45	2	7	1		6	189	19	2	1		1	9	2	7	22.2			
諏訪支部	135	11	16	4	0	12	551	70	9	3	3	3	25	10	15	40.0			
伊那市	61	14	2	1	3	△ 2	170	40	2		2	0	4	6	△ 2	150.0	○	○	○
駒ヶ根市	24	5	1			1	74	12	2	2		0	3	2	1	66.7		○	
辰野町	5	1	0			0	16	4	1			1	1	0	1	0.0			
箕輪町	14	7	1			1	61	13	1		1	0	2	1	1	50.0		○	
飯島町	17	7	1	1		0	72	7	1		1	0	2	2	0	100.0	○	○	○
南箕輪村	12	5	0	2	1	△ 3	51	6	1	1		0	1	4	△ 3	400.0	○	○	○
中川村	18	2	2	4		△ 2	44	0	0	7		△ 7	2	11	△ 9	550.0	○	○	○
宮田村	5	2	0			0	25	7	1			1	1	0	1	0.0			
上伊那支部	156	43	7	8	4	-5	513	89	9	10	4	-5	16	26	△ 10	162.5			
飯田市	137	49	5	3	3	△ 1	513	113	5	10	6	△ 11	10	22	△ 12	220.0	○	○	○
松川町	50	9	2	1		1	265	35	4	1		3	6	2	4	33.3			
高森町	36	9	1	2	1	△ 2	160	25	2	2	1	△ 1	3	6	△ 3	200.0	○	○	○
阿南町	5	1	0			0	28	3	1			1	1	0	1	0.0			
阿智村	11	0	2			2	47	5	0			0	2	0	2	0.0			
平谷村	1	0	0			0	2	0	1			1	1	0	1	0.0			
根羽村	1	0	0			0	7	0	1			1	1	0	1	0.0			
下條村	9	1	1		1	0	69	9	1			1	2	1	1	50.0	○		
売木村	0	0	0			0	8	1	1			1	1	0	1	0.0			
天龍村	0	0	0			0	2	0	1			1	1	0	1	0.0			
泰阜村	0	0	0			0	14	0	1			1	1	0	1	0.0			
喬木村	7	0	1			1	62	6	1	3		△ 2	2	3	△ 1	150.0		○	○
豊丘村	22	5	1	1		0	87	7	1	1		0	2	2	0	100.0	○	○	○
大鹿村	5	0	1			1	8	0	0			0	1	0	1	0.0			
下伊那支部	284	74	14	7	5	2	1272	204	20	17	7	-4	34	36	△ 2	105.9			

市町村名	20~39歳						40~59歳						合 計				2ヵ年目標達成		
	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015年 センサス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2ヵ年加 入目標 ①	H28 年加入 数②	H29 年加入 数③	要加入 者数 ①-(② +③)	(参考) 基幹的農 業従事者 数(2015 年センサ ス)	(参考) 被保険 者数 (28.3月 末)	2ヵ年加 入目標 ④	H28 年加入 数⑤	H29 年加入 数⑥	要加入 者数 ④-(⑤+ ⑥)	2ヵ年加入 目標 ⑦	H28・29 年加入 者数 ⑧	要加入 者数 ⑨=⑦-⑧	目標 達成 率(%) ⑩=⑧/ ⑦	20~ 39歳	40~ 59歳	総数
上松町	4	0	1			1	8	0	0			0	1	0	1	0.0			
南木曽町	2	0	0			0	5	0	1			1	1	0	1	0.0			
木祖村	7	0	1			1	18	10	0	1	1	△ 2	1	2	△ 1	200.0		○	○
王滝村	0	0	0			0	2	1	1			1	1	0	1	0.0			
大桑村	1	0	0			0	7	1	1			1	1	0	1	0.0			
木曽町	7	0	1			1	31	1	0			0	1	0	1	0.0			
木曽支部	21	0	3	0	0	3	71	13	3	1	1	1	6	2	4	33.3			
松本市	225	52	9	6	1	2	846	129	8	9		△ 1	17	16	1	94.1		○	
塩尻市	76	14	3	1		2	312	52	3	5		△ 2	6	6	0	100.0		○	○
安曇野市	111	12	10	4	1	5	403	33	4	6	1	△ 3	14	12	2	85.7		○	
麻績村	2	0	0			0	19	1	1			1	1	0	1	0.0			
生坂村	3	0	1			1	21	5	0			0	1	0	1	0.0			
山形村	50	5	5		3	2	152	27	2	2	1	△ 1	7	6	1	85.7		○	
朝日村	29	18	1	3		△ 2	98	49	1		2	△ 1	2	5	△ 3	250.0	○	○	○
筑北村	9	2	0			0	29	7	1			1	1	0	1	0.0			
松本支部	505	103	29	14	5	10	1880	303	20	22	4	-6	49	45	4	91.8			
大町市	19	7	1			1	112	9	1			1	2	0	2	0.0			
池田町	10	3	0		1	△ 1	25	2	1		1	0	1	2	△ 1	200.0	○	○	○
松川村	20	9	1	2		△ 1	58	9	1			1	2	2	0	100.0	○		○
白馬村	1	1	0			0	19	6	1			1	1	0	1	0.0			
小谷村	1	2	0			0	9	1	1			1	1	0	1	0.0			
北安曇支部	51	22	2	2	1	-1	223	27	5	0	1	4	7	4	3	57.1			
長野市	164	18	15	2	2	11	774	52	9	1	1	7	24	6	18	25.0			
須坂市	74	10	5	4	1	0	348	25	3	4		△ 1	8	9	△ 1	112.5	○	○	○
千曲市	27	5	1	2		△ 1	131	14	1	3		△ 2	2	5	△ 3	250.0	○	○	○
坂城町	10	1	1	1		0	45	2	0	1		△ 1	1	2	△ 1	200.0	○	○	○
小布施町	38	0	8	1	1	6	204	19	3	3		0	11	5	6	45.5		○	
高山村	15	4	1			1	92	3	2	1		1	3	1	2	33.3			
信濃町	14	2	1			1	47	5	0	1		△ 1	1	1	0	100.0		○	○
小川村	1	1	0	1		△ 1	10	1	1			1	1	1	0	100.0	○		○
飯綱町	41	3	5	3	4	△ 2	151	10	2		2	0	7	9	△ 2	128.6	○	○	○
長野支部	384	44	37	14	8	15	1802	131	21	14	3	4	58	39	19	67.2			
中野市	178	25	11	6	4	1	750	83	10	6	1	3	21	17	4	81.0			
飯山市	53	11	2		1	1	192	36	2	3		△ 1	4	4	0	100.0		○	○
山ノ内町	80	54	3	3	1	△ 1	308	131	3	2	1	0	6	7	△ 1	116.7	○	○	○
木島平村	17	6	1	1		0	61	10	1			1	2	1	1	50.0	○		
野沢温泉村	4	2	0			0	24	2	1			1	1	0	1	0.0			
栄村	4	1	0			0	17	5	1			1	1	0	1	0.0			
北信支部	336	99	17	10	6	1	1352	267	18	11	2	5	35	29	6	82.9			
合計	2,725	567	177	79	38	60	9,973	1,523	134	87	29	18	311	233	78	74.9	23	32	26

土地改良法等の一部を改正する法律の概要

平成29年 5 月
農 林 水 産 省**I 趣 旨**

農用地の利用の集積を加速化するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業を円滑に実施する必要があること等から、関係法令について所要の措置を講ずる。

II 法律の概要**(1) 土地改良法の一部改正**

- ① 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度を創設する。
(第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2)
- ② ため池等の農業用排水施設の耐震化について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施できる制度を創設する。
(第87条の4)
- ③ 土地改良施設の突発事故への対応について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続で事業を実施できるよう措置する。
(第2条、第49条及び第87条の5)
- ④ 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付ける。
(第2条)
- ⑤ 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数要件(15人以上)を廃止する。
(第85条)
- ⑥ 土地改良施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手続を簡素化する。
(第48条、第85条の3及び第87条の2)
- ⑦ 土地に共有者がある場合等、代表者一人を選任し、共有地に係る一人の事業参加資格者等とみなす。
(第113条の2)

(2) 独立行政法人水資源機構法の一部改正

水資源開発施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手続を簡素化する。
(第13条)

(3) 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理事業規程の記載事項に、農用地の所有者等に対する(1)①の事業についての説明に関する事項を追加する。
(第8条)

III 施行期日

公布日から6月以内(ただし、(1)④については公布日)。

(附則第1条)

土地改良法等の一部を改正する法律の概要

背景

- 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込み。その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。
一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
 - 国土強靱化基本法を踏まえ、国・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている状況。土地改良施設の突発事故が年々増加。
- ⇒ 農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するよう、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要。

法律の概要

農用地の利用の集積の促進に関する措置

(土地改良法・農地中間管理事業法)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設

〔第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2〕

公共性・公益性の観点から、

- ① 農地中間管理機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあること
 - ② 農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること
 - ③ 担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 事業実施地域の収益性が相当程度向上すること
- を要件とする。
併せて、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

防災及び減災対策の強化に関する措置

(土地改良法)

- 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設

(第87条の4)

〔事業参加資格者の申請なく実施できることとし、その費用負担・同意は原則として不要〕

- 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化

〔第2条、第49条及び第87条の5〕

- 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け

(第2条)

事業実施手続の合理化に関する措置

(土地改良法・水資源機構法)

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止 (第85条)

- 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

〔第48条、第85条の3及び第87条の2〕

- 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置 (第113条の2)

土地改良制度の見直しについて

＜改正事項の概要＞

平成29年5月
農林水産省
農村振興局

① 農地中間管理機構と連携した新事業の創設

○ 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度を創設する。

(土地改良法第87条の3、第91条、第91条の2及び第92条の2・農地中間管理事業法第8条)

(背景) 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれ。一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。

現行制度

改正後

土地改良法

- ・ 農業者の申請により実施
- ・ 農業者の同意あり
- ・ 農業者の費用負担あり

- ・ 都道府県の判断により実施
- ・ 農業者の同意なし
- ・ 農業者の費用負担なし

農地中間管理事業法

- 〔農地中間管理事業規程の認可の基準〕
- ・ 中間管理事業の実施方法
 - ・ 農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果
 - ・ 所有者等への協議
 - ・ 貸付相手方の公平な選定

- 〔農地中間管理事業規程の認可の基準〕
- ・ 中間管理事業の実施方法
 - ・ 農用地の利用の効率化及び高度化に関する効果
 - ・ 所有者等への協議
 - ・ 貸付相手方の公平な選定
 - ・ 所有者等に本事業が行われ得ることの説明の実施〔追加〕



公共性・公益性を確実に担保する必要

〔新事業の要件〕

- ① 機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象であること
- ② 機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あること
- ③ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
- ④ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること

〔転用防止措置〕

- ① 農用地区域からの除外は中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ② 所有者が中間管理権を解除等した場合は特別徴収金を徴収することが可

② ため池等の耐震化事業に係る新たな仕組みの創設

○ ため池等の農業用排水施設の耐震化について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、原則として農業者の費用負担や同意を求めずに事業を実施できる制度を創設する。
(土地改良法第87条の4)

(背景) 巨大地震発生リスクが高まる中、防災重点ため池等については、国土強靱化基本法を踏まえ、国又は地方公共団体が、自ら耐震化事業を早急に行うことが求められている状況。

現行制度

- ・ 農業者の申請により実施
- ・ 農業者の同意あり
- ・ 農業者の費用負担は実態上なし(※)

※ ガイドラインで農業者の費用負担をゼロと規定

改正後

- ・ 国又は地方公共団体の判断により実施
- ・ 農業者の同意は原則なし(※)
- ・ 農業者の費用負担は原則なし(※)

※ 費用負担を求める場合には改めて同意が必要

③ 突発事故対応事業に係る新たな仕組みの創設

○ 土地改良施設の突発事故への対応について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続で事業を実施できるよう措置する。
(土地改良法第2条、第49条及び第87条の5)

(背景) 農業水利施設の老朽化が進展する中で、パイプラインの破裂等の突発事故が年々増加しており、迅速な対応が必要。

現行制度

- ・ 農業者の申請により実施
- ・ 農業者の同意あり
- ・ 農業者の費用負担あり

改正後

- ・ 国又は地方公共団体の判断により実施
- ・ 農業者の同意は原則なし(※)
- ・ 農業者の費用負担は原則なし(※)

※ 費用負担を求める場合には改めて同意が必要

④ 除塩事業の創設

○ 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付ける。
(土地改良法第2条)

(背景) 南海トラフ地震など巨大地震及びこれに伴う津波の発生リスクが高まっている中、除塩事業を迅速に実施できるようにする必要がある。

現行制度

- ・ 土地改良法に基づく災害復旧事業には位置付けられていない
い(特例法を制定し対応)。

改正後

- ・ 土地改良法に基づく災害復旧事業として新たに位置付け

⑤ 申請人数要件の廃止

○ 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数要件（15人以上）を廃止する。

（土地改良法第85条）

（背景）経営体の大規模化が進んでいる地区では、農地の集積・集約化の進展により、事業参加資格者（耕作者又は所有者）が減少しており、申請人数要件（15人以上）を満たせない支障が発生。

現行制度

- ・ 国・都道府県営事業の実施に当たり、事業参加資格者15人以上の申請が必要

改正後

- ・ 事業参加資格者の申請人数要件を廃止

⑥ 同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大

○ 土地改良施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴うものに係る同意手続を簡素化（※）する。

（土地改良法第48条、第85条の3及び第87条の2・水資源機構法第13条）

（※）事業参加資格者の3分の2以上の同意に代え、土地改良区の総（代）会の議決で事業の実施が可

（背景）現行制度においては、土地改良施設の更新事業のうち機能維持を図るものについては、同意徴集手続を簡素化。一方、機能向上を伴う事業については、事業参加資格者の3分の2以上の同意が必要であり、事業の実施に支障。

現行制度

- ・ 同意徴集手続の簡素化は、施設更新事業のうち機能維持を図るものに限定

改正後

- ・ 技術革新等に起因する機能向上を伴う施設更新事業（省エネ型ポンプの導入、ゲート設備の自動化・遠隔操作化等）についても、同意徴集手続の簡素化の対象に追加

⑦ 共有地に係る代表制の導入

○ 土地に共有者がある場合等、代表者一人を選任し、共有地に係る一人の事業参加資格者等とみなす。

（土地改良法第113条の2）

（背景）共有地については現行制度上、事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要があるため、事業の円滑な実施の支障。

現行制度

- ・ 事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要（共有地の代表者は代表権限を有していない）。

改正後

- ・ 共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめ、事業に関する同意等を合わせて1票としてカウントする仕組みを導入。

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農地中間管理機構関連農地整備事業（公共）[新規]

【86,006（一）百万円の内数】

対策のポイント

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがあります。
- ・一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があります。
- ・このため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地整備

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を実施します。

【対象工種】

- ・区画整理、農用地造成

【主な附帯事業】

- ・機構集積推進事業（推進費）

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の12.5%等を交付（全額国費）

【採択要件】

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

2. 実施計画策定等

農地整備に必要な実施計画の策定等を実施します。

（補助率：定額、1／2等）
（事業実施主体：都道府県等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地中間管理機構関連農地整備事業

○ 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けられないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。

○ このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

① 農地整備

対象工種：区画整理、農用地造成

附帯事業：機構集積推進事業（推進費）等
【推進費は事業費の12.5%等（全額国費）】

② 実施計画策定等

内 容：計画策定 等

【実施期間：2年以内】

補助率：定額、1/2等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・ 事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
- ・ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間に上ること
- ・ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

【転用防止措置】

- ・ 農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ・ 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収することが可

※ 機構は、農地中間管理権を取得する際及び貸付けの相手方に転貸する際に本事業が行われ得る旨を説明

平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

農地耕作条件改善事業

【40,719(23,562)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換に取り組むことが重要です。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めることが必要です。加えて、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせで一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

①区画整理、農地造成

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等ができるよう、基盤整備に係る事業費の12.5%等を交付します【定率助成(1/2等)】。

次の要件を満たす場合は、12.5%等の推進費を交付

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- ・農地中間管理権の設定期間が15年間以上
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

②上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

農地中間管理権の設定割合・集団化のレベルに応じて推進費を段階的に交付
(最大で12.5%)

○高収益作物への転換に取り組む場合

- ・高収益作物への転換を図るためのプランの作成や導入・定着を支援

○農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合

- ・簡易な基盤整備を定額単価(10a当たり等)で助成

※任意で以下に取り組む場合には追加支援

- ・中心経営体に集約化する農地を対象とする場合には、定額単価を2割加算
- ・さらに、農地中間管理権を設定しつつ、新たに高収益作物への転換を図る農地を対象とする場合には、定額単価を更に3割加算（合計5割加算）

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- (2) 事業実施年度の採択申請が可能（複数回受付）、機構から国への直接申請も可能
- (3) 事業実施期間は最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換に取り組むことが重要。
- このため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。加えて、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

① 区画整理、農地造成

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等ができるよう、基盤整備に係る事業費の12.5%等を交付します〔定率助成(1/2等)〕。

区画整理、農地造成

次の要件を満たす場合は、12.5%等の推進費を交付

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理機構が設定
- ・ 農地中間管理機構の設定期間が15年間以上
- ・ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上

② 上記以外の工種(用排水施設、農作業道等)

上記以外の工種(用排水施設、農作業道等)

- ・ 農地中間管理機構の設定割合・集団化のレベルに応じて推進費を段階的に交付(最大で12.5%)

農地中間管理機構の設定割合	基本	集団化加算(注)	計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75~85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65~75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55~65%	5.5%	+1.0%	6.5%

(注) 農地中間管理機構を設定する農地のうち、担い手への農用地の集団化割合が8割以上の場合

【高収益作物への転換に取り組む場合】

左記の事業内容に加えてソフト支援

- ※ 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換(要件)
- ※ 上記要件を満たす場合に上限500万円/地区(年基準額)を支援

○ 高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

プラン作成に係る調査・調整、需給動向把握、販売先調査等

○ 高収益作物導入支援(最大5年)

技術習得方法の検討と実践、経営展開支援、現場研修会開催等

- ※ 必要に応じて、実証展示場の設置、導入1年目の種子・肥料、農業機械リース等も支援〔定率助成(1/2等)〕

【農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合】

簡易な基盤整備(区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等)を定額単価(10a当たり等)で助成

※ 任意で以下に取り組む場合には追加支援

- ・ 中心経営体に集約化(面的集積)する農地を対象とする場合には、定額単価を2割加算
- ・ さらに、農地中間管理機構を設定しつつ、新たに高収益作物への転換を図る農地を対象とする場合には、定額単価を更に3割加算

(合計5割加算)〔拡充〕

2. 実施要件

- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2人以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定
- 事業実施区域は農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域指定見込みの区域

3. 実施主体

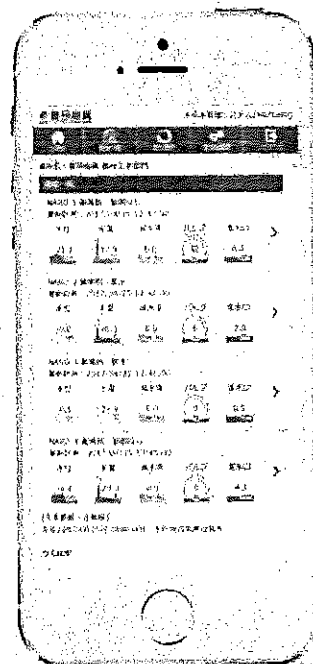
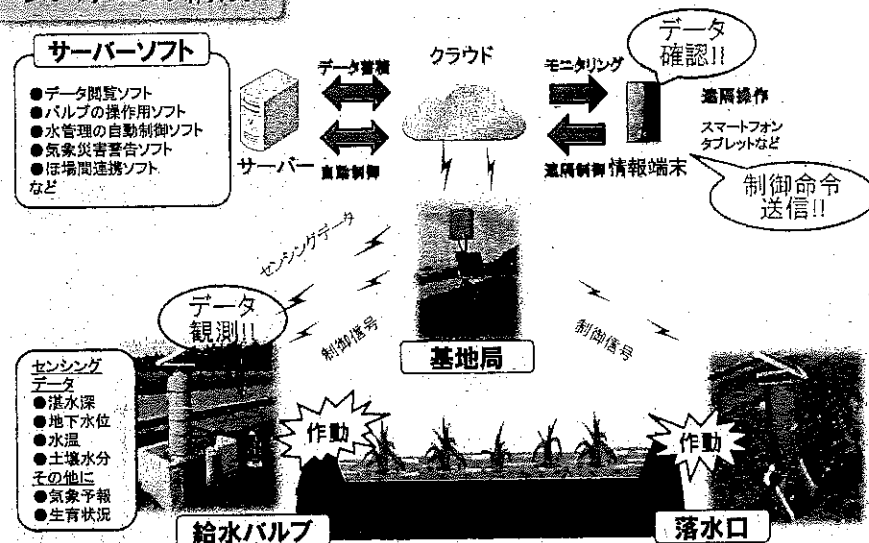
- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等

水田の水管理を遠隔・自動制御化する 圃場水管理システム

研究のポイント

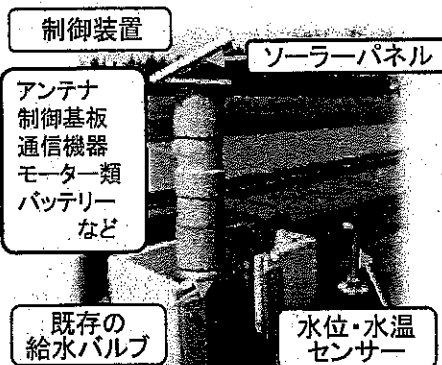
- 水田の水管理は水稲作労働時間の約3割を占める⇒経営規模拡大の障害
- 水田の水管理をスマホ等でモニタリングし、遠隔または自動で給水・排水ができるシステムを開発
- 実証試験において、水管理労力を約8割削減し、用水量は約5割減少
- Web APIを活用し、最適水管理スケジュールを自動で作成・更新するアプリを作成

システムの構成



制御装置の特徴

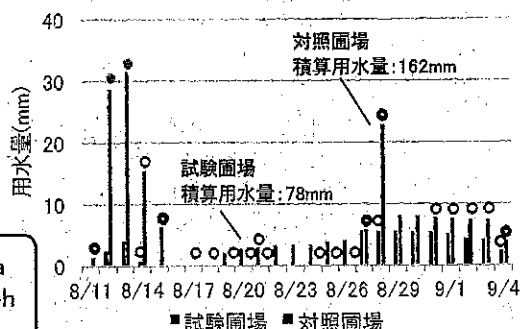
- ソーラーパネル・アンテナ・操作パネル・制御盤・バッテリー・モーターを一体化したアクチュエータを開発(小型化・低コスト化を実現)
- 特殊アタッチメントと回転軸により、各社のバルブに対応(汎用性の向上)
- 既存の給水バルブに後付けが可能で、大規模な工事が不要(設置費の低コスト化)
- 初期設定の自動化により農家による設置も可能
- 給水口と落水口のアクチュエータを共用可能とした(生産費の低コスト化)



水管理労力と用水量

- 手作業による水管理を行った対照圃場に比べ、システムを利用することで、水管理労力を約8割削減
- 同様に用水量は約5割削減し、日用水量の平準化も可能

【圃場】農研機構農村工学研究部門内 試験圃場:20a 対照圃場:20a
 【水管理労力】試験圃場:2.7h(モニター確認時間を含む)対照圃場:14.6h
 ●:手動バルブ操作(2回) ◎:手動バルブ操作(1回) ○:水回りのみ



地下水位制御システムFOEAS

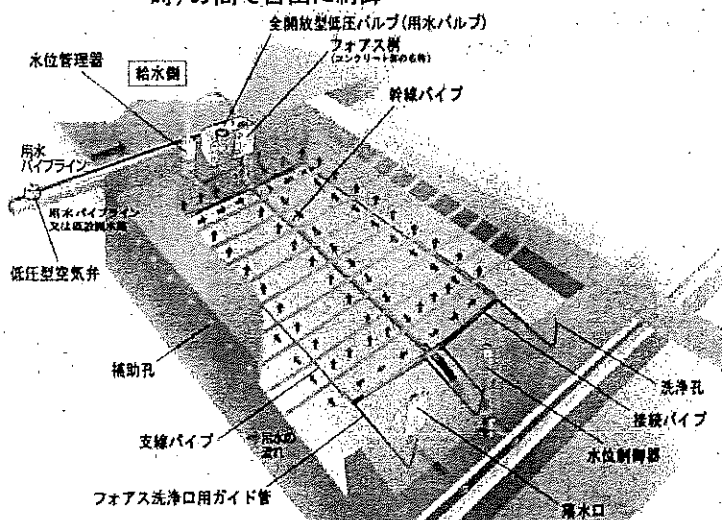
我が国の食料自給率を向上させるには、水田における麦・大豆・野菜類などの栽培が不可欠であるが、現実には転作が困難な地域が多い。特に、重粘土地帯や湧水による湿地化で耕作放棄地が発生している谷地田地帯などにおいては、作物や土壌、天候に応じて灌漑や排水を自由に行える、田畑輪換を促進する技術が必要である。

地下水位制御システムFOEAS(フォアス)の概要

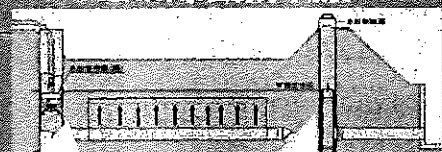
幹線・支線パイプ…間隔約10m、田面下-60cm(水平)に有孔管及び疎水材をベストドレーンで埋設

補助孔…幹・支線パイプに直交して間隔1m、田面下-40cmに口径12cmの弾丸で施工

用排水ボックス…用水路から導水し、給水バルブから地表または地下に給水
水位制御器…幹線パイプと接続し、水位を-30cm(畑作時)~+20cm(水稲時)の間で自由に制御



FOEASの水位制御の概要



水位管理装置の取付位置を変えることで水位を変更

水位制御装置の内管をスライドさせることで水位を変更

幹線パイプ内のフラッシング



管内への送水と水位制御装置の操作によって容易にフラッシング可能

幹線・支線パイプの施工

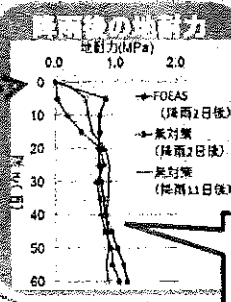
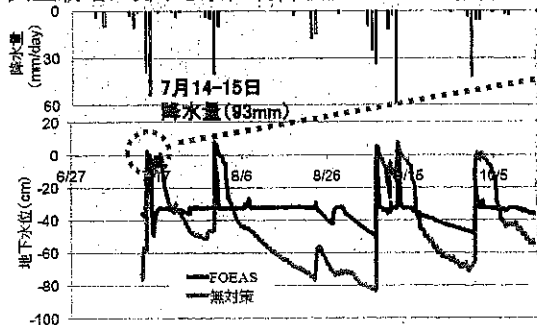
補助孔の施工



FOEAS施工費は従来の暗渠施工費とほぼ同等

FOEASの営農上のメリット

大豆栽培における水位制御状況…-35cmで維持



FOEAS

大豆・麦ともに平均約1.4倍の増収効果

調査地:茨城県つくば市古来地区
土壌:黒ボク多湿土
栽培:不耕起栽培

無対策

迅速な地耐力の回復は計画的な機械作業を実現し、経営規模拡大に寄与

- 湿害と干ばつ害を回避でき、作物の安定生産が図れる
- 地下灌漑の効果により、増収効果が期待できる
- 地耐力の迅速な回復により、機械作業の効率化及び適期適作による安定的な生産が可能
- 転作時の過剰な乾燥は地力を極端に低下させるが、地下灌漑によって地力低下を回避できる
- 団粒構造を壊さずに灌漑でき、種子や苗の流亡も回避
- 水稲作付時の水管理の適正化と省力化が図れる

- 無代かき移植や乾田直播が可能となり、低コストな稲作経営の実現

FOEASの詳細情報については下記をご参照下さい。

- 地下水位制御システム(FOEAS)による大豆の安定生産マニュアル(中央農研) <http://narc.naro.affrc.go.jp/soshiki/ssprt/daizufoeas.pdf>
- 土地利用型農業 地下水位制御システム「FOEAS」(全農) <http://www.agri.zennoh.or.jp/foeas/index.asp>
- 地下水位制御システム(FOEAS)調査・設計・施工マニュアル改訂版(農工研)連絡先:技術移転部移転推進室 TEL:029-838-7677

農家が資材を使わず簡単・迅速に施工できる 穿孔暗渠「カットドレーン」と小型機「カットドレーンmini」

研究のポイント

農家自身が資材を使わず簡単・迅速に簡易な暗渠を施工できる農業用トラクター対応の穿孔暗渠機「カットドレーン」と40馬力以下のトラクターで使える小型機「カットドレーンmini」を開発し市販しました。

研究の背景

排水不良地における畑作物の生産性向上には、圃場の排水改良が不可欠です。そのため、生産現場からは、資材を用いる暗渠と同様の排水機能をもつ、迅速に安く農家自身が行える排水改良技術が求められていました。

カットドレーンの概要

- カットドレーンは、トラクタの牽引作業により40～70cmの任意深に無材で通水空洞を成形します。
- 穿孔の方法は、①～②土を四角ブロックに切断、③その四角ブロックを持ち上げ、隙間を作り、④隙間の横の土を四角ブロックに切って隙間内に寄せて、溝下横側に崩れにくい通水空洞を成形します。
- カットドレーンが適する土壌条件は、重粘土や泥炭土で、土性(農学会法)がCやCLで、Lでは空洞が崩れやすくなります。土性がS・SLの砂質土、砂・石礫や埋木がある圃場では使用できません。
- 適用トラクターは、カットドレーンが60馬力以上の四輪駆動のクローラ・ハーフクローラ型あるいは70馬力以上のホイール型、カットドレーンminiが40馬力以下の四輪駆動のホイール型である。

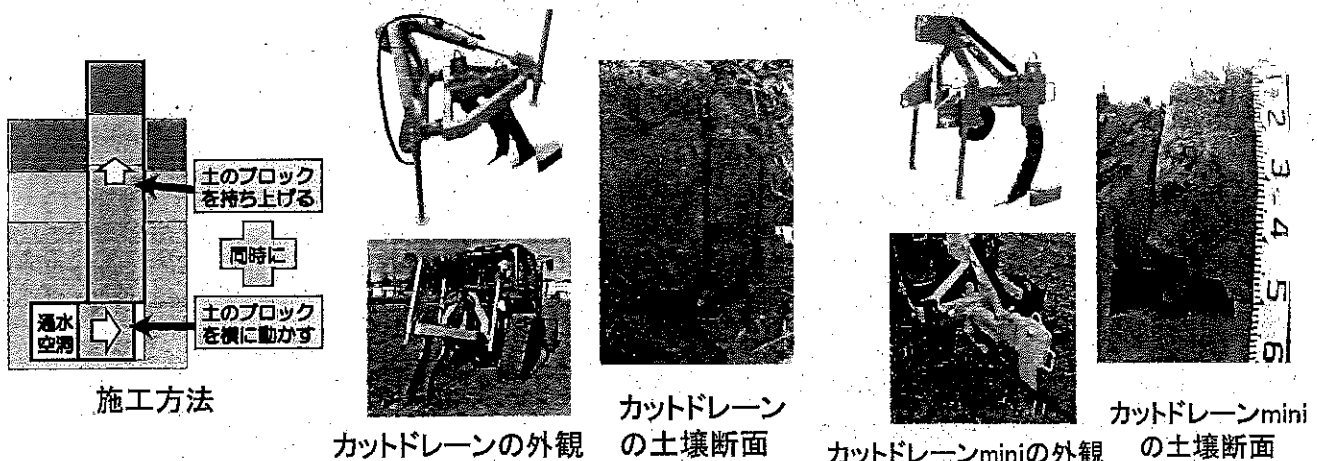


図 穿孔暗渠機「カットドレーン」と小型機「カットドレーンmini」

期待される効果

- 農地の排水性を、大がかりな暗渠工事に頼ることなく、手軽に確保できるようになり、地域の畑作物の単収を向上させ、農業収入の増加が期待されます。

小規模土地改良区でも導入できる 水利施設管理台帳システム

研究のポイント

土地改良区の中に保有されている施設の維持管理に関する知識を見える化し、日常管理に役立てたり、更新計画の策定や次世代への継承を支援したりするシステムを開発しました。

研究のねらい

- 施設の維持管理に関する知識は、日々の業務の中で培われ、容易に共有できる情報にはなっていないのが現状です。そのため、管理者の高齢化とともに失われてしまうことが懸念されます。
- そこで、施設の位置情報や諸元、管理方法などの情報を収集、整理し、必要な時に活用できる台帳システムの開発を目指しました。

システムの特徴

- 専用アプリVIMSをモバイル機器に導入し、施設に関する情報を現場で入力することができます。
- 入力するデータは、位置情報付の写真、メモ、音声などであり、メール送信機能を使って事務所のPCに送ることができます。
- 送られたデータを図1の台帳フォームに整理することにより、必要な時に閲覧、検索ができるようになります。この台帳は、VIMSという地理情報システムの上で動作させます。



図1 水利施設管理台帳フォーム

活用の方法

本システムは、誰でもが使うことができるツールを目指しています。

- 台帳に整理した内容は、表計算ソフト用に出力することができるため、地理情報システムの使い方がわからなくても、印刷して保存したり、会議資料を作成したりすることが容易にできます。
- 日常管理に加え、ゲリラ豪雨などの災害履歴や操作方法の注意点の申し送りに使うことができます。
- 施設の更新・補修履歴を参照することができるため、次期の更新・補修計画の策定に活用できます。

VIMSは、五万円程度で提供予定。VIMSは無料で提供中。小規模土地改良区、多面的機能支払活動組織などでも導入可能。マニュアルの公開、研修会によりサポートを予定。

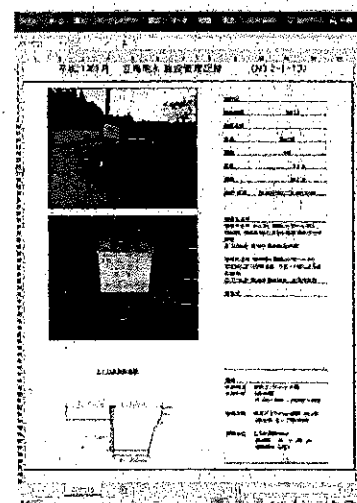
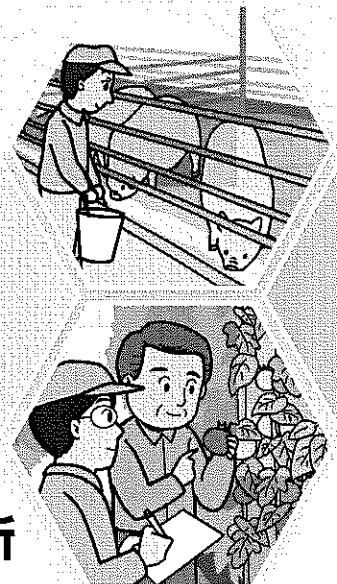


図3 表計算ソフト用に出力



農業分野における 新たな外国人 技能実習制度 の概要

平成29年7月
(平成29年9月改訂版)



一般社団法人 全国農業会議所

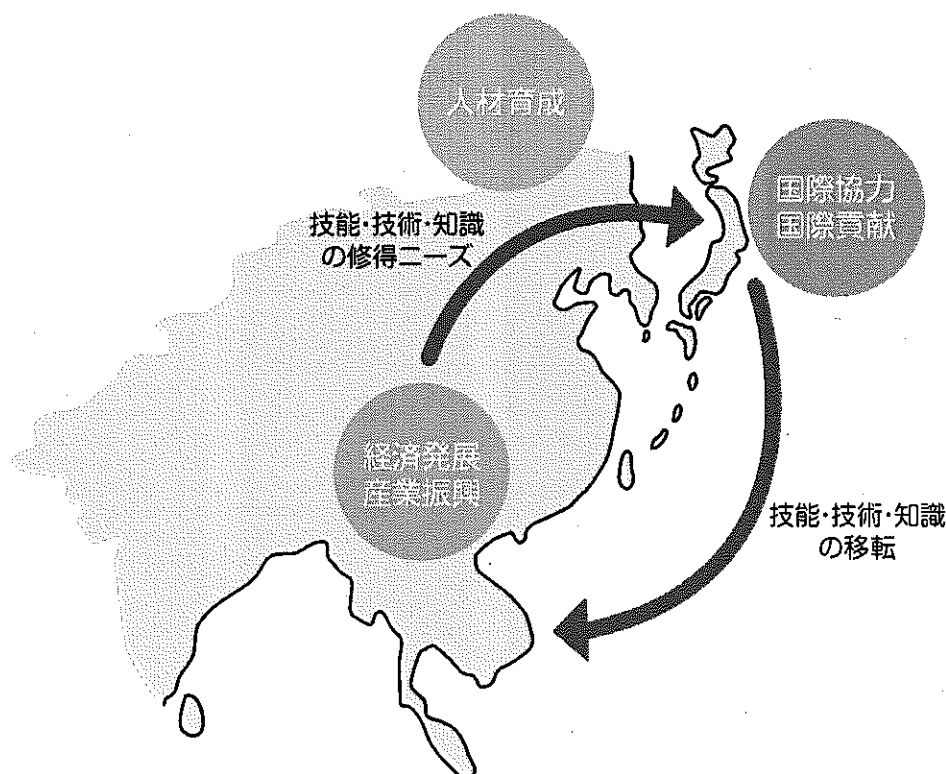
- わが国における外国人の研修・技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が始まりです。
- 1990年（平成2年）に研修制度が改正され、1993年（平成5年）には、外国人研修生が研修終了後、雇用関係の下で、より実践的な技能等の修得・習熟を可能とする「外国人技能実習制度」が創設されました（農業は平成12年）。
- その後、外国人の研修・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われるなどの不適正事例なども発生したので、制度の適正化をはかるための見直しが行われ、2009年（平成21年）7月に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を一部改正し、在留資格「技能実習」の創設など、現行制度が2010年（平成22年）7月1日から施行されました。
- しかし、外国人技能実習生に対する不正行為は依然発生し、国は技能実習制度の抜本的な見直しを行う必要があるとして、制度の適正化と拡充策が検討されました。その結果、2016年（平成28年）11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が成立し、2017年（平成29年）11月1日から、新しい技能実習制度が施行されます。

目次

I	外国人技能実習制度の趣旨・概要	3
II	新たな外国人技能実習制度の仕組み	4
	1. 制度見直しのポイント	4
	2. 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ	4
	3. 技能実習生の受入れ	6
	4. 技能実習生の活動	7
	5. 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割	7
III	外国人技能実習生の受入手順	10
	1. 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ	10
	2. 技能実習生の募集・選抜・雇用契約締結等	10
	3. 技能実習生の要件・在留手続	11
	4. 技能実習計画の作成と認定及び履行・確認	12
	5. 労働関係法令等の遵守	14
	6. 技能実習生の保護と罰則規定	15
IV	農業技能評価試験（初級、専門級）の概要	16

I 外国人技能実習制度の趣旨・概要

- 開発途上国には、経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成するために、先進国の進んだ技能・技術・知識（以下、「技能等」）を修得させようとするニーズがあります。
- わが国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、各産業の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」があります。
- この制度は、外国人技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、わが国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。
- 農業分野においても全国の農業生産現場で多くの技能実習生を受け入れており、耕種農業や畜産農業の技能実習が行われています。
- 技能実習法の中で制度の趣旨は一層明確化されました。また、「外国人技能実習機構」が創設され、制度の適正化と技能実習生の保護のため、制度全般の監督・指導を行うことになりました。
- 「技能実習法」の目的は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護であり、人材育成を通じた国際協力です。また、技能実習は労働力の需給の調整手段として行ってはなりません。



II

新たな外国人技能実習制度の仕組み

1 制度見直しのポイント

制度見直しのポイントは、外国人技能実習の適正な実施と技能実習生の保護です。

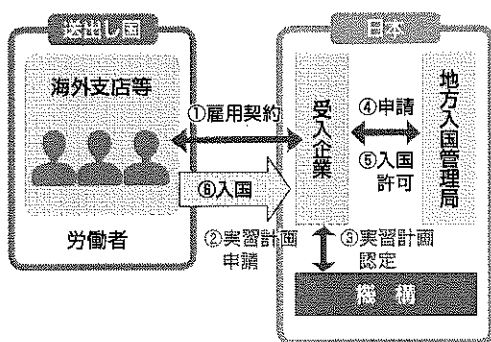
技能実習法において、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構が認可法人として新設されました。加えて、技能実習生に対する人権侵害行為等には、禁止規定と罰則規定を設けるとともに、技能実習生保護に関する措置を講じています。

2 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ

※新制度の内容は赤字

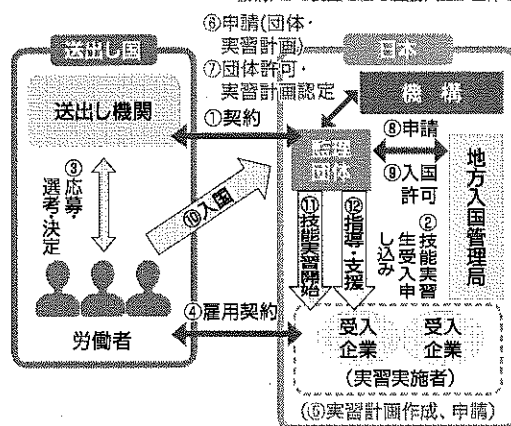
技能実習制度の受入機関別のタイプ

企業単独型 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

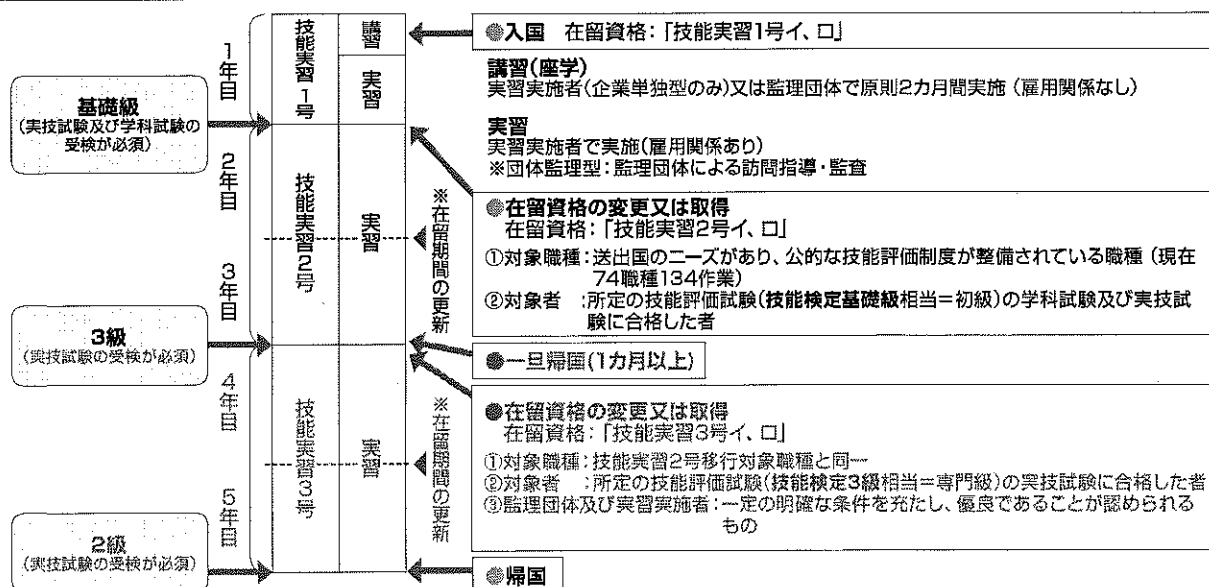


団体監理型 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



(法務省・厚生労働省 作成資料より)

技能実習2号・3号への「移行対象職種・作業」

① 移行対象職種・作業（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業	「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」
畜産農業	「養豚」「養鶏」「酪農」

② 対象となる作物・生産物

■ 耕種農業で生産される作物例（ただし、施設園芸の場合は温室やビニルハウス等の施設を利用し、畑作・野菜の場合は畑（露地）で栽培する作物であること）

① 穀物（米（水稻、陸稻）を除く）

- 1) 麦類
- 2) 豆類……ダイズ、ソラマメ、インゲンマメ、アズキ、ササゲ、ラッカセイ、エンドウ、リョクトウ、その他の豆類
- 3) イモ類……サツマイモ、パレイショ、サトイモ、ヤマノイモ、その他のイモ類
- 4) その他……アワ、ヒエ、キビ、ソバ、トウモロコシ、モロコシ、雑穀類

② 工芸作物

- 1) 繊維・紙・敷料……ワタ、アサ、アマ、コウゾ、ミツマタ、イグサ、その他の繊維・紙・敷料
- 2) 油料……なたね、ゴマ、その他の油料
- 3) 嗜好料……タバコ、茶、ホップ、その他の嗜好料
- 4) その他……サトウキビ、テンサイ、コンニャク、クズ、ハッカ、その他の工芸作物

③ 野菜

- 1) 果菜類……キュウリ、メロン、マクワウリ、シロウリ、スイカ、カボチャ、トウガン、ユウガオ、ヘチマ、レイシ、ハヤトウリ、トマト、トウガラシ、ピーマン、ナス、イチゴ、オクラ、その他の果菜類
- 2) 葉茎菜類……ハクサイ、キャベツ、ハナヤサイ、ブロッコリー、メキャベツ、ネギ、タマネギ、アサツキ、ラッキョウ、ニンニク、ニラ、セルリー、パセリー、ハマボウフウ、レタス、ウド、ミョウガ、シソ、ミツバ、セリ、シュンギク、フキ、ショクヨウギク、ホウレンソウ、アスパラガス、ジュンサイ、タケノコ、タカナ、その他の葉茎菜類
- 3) 根菜類……ダイコン、ニンジン、カブ、テーブルビート、ゴボウ、ゴボウアザミ、ショウガ、ハス、クワイ、ワサビ、オニユリ、ヤマユリ、その他の根菜類
- 4) 施設で栽培されたキノコ類

④ 果樹（木本性植物の果実及び苗木）

ミカン類、リンゴ、ブドウ、カキ、ナシ、モモ、クリ、クルミ、その他の果樹

⑤ 草花

- 1) 切り花……1・2年草（ストック、キンギョソウ等）、宿根草（キク、カーネーション等）、球根類（フリージア、チューリップ等）、花木（バラ、ユキヤナギ等）
- 2) 鉢物（盆栽を除く）……鉢花（シクラメン、ペゴニア等）、観葉植物（ゴムノキ、ドラセナ等）、洋ラン類（カトレア、ハンビジウム等）

3) 芝

⑥ 他に分類されない作物 飼肥料作物、採種用作物

■ 畜産農業（養豚、養鶏、酪農）で生産される生産物例

① 養豚

種豚、肉豚（3カ月齢以上）、子豚

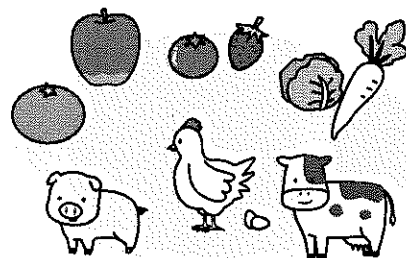
② 養鶏

採卵鶏、鶏卵

③ 酪農作業

- 1) 種牛（18カ月齢以上）
- 2) 乳用牛 雌成牛（18カ月齢以上）、雄子牛（18カ月齢未満）、雌子牛（18カ月齢未満）
- 3) 生乳

施設園芸……温室やビニルハウス等の施設を利用して行う園芸作物の栽培作業
 畑作・野菜……畑（露地）で行う作物を組み合わせた周年栽培作業
 果 樹……果樹園（温室等の施設利用を含む）を利用して行う果樹（その果実が食用に供される永年作物）の周年栽培作業
 養 豚……豚を家畜として飼養する作業（繁殖作業、育成作業、肥育作業を含む）
 養 鶏……採卵鶏（うすら、アヒル等は除く）の飼養及び採卵作業
 酪 農……乳牛（将来の搾乳を目的とする子牛を含む）の飼養及び牛乳の生産作業



3 技能実習生の受入れ

(1) 監理団体の許可制

技能実習生の受入れは、受入機関の別により、「企業単独型」と「団体監理型」の2つのタイプがありますが、農業分野においては「団体監理型」による受入れとなります。

「監理団体」（農業協同組合や事業協同組合など）が受入れ、傘下の「実習実施者」（組合員・会員）で、技能実習を実施します（農業者や農業法人が直接受け入れることはできません。）。

新たな制度では、監理団体は許可制となります。

監理団体の許可	監理団体の許可には、「一般監理事業」（技能実習1号・同2号・同3号の受入れが可能）と「特定監理事業」（技能実習1号・2号の受入れに限定）の2つの区分があります。仮に違反があった場合は、改善命令や業務停止命令、許可の取消しの対象となります。 監理団体の許可が取り消されると実習監理が継続できなくなり、許可の取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります。
---------	--

(2) 技能実習生の受入れパターン

外国 技能実習生	日本	
	受入れを行う団体（監理団体）	技能実習を実施する機関（実習実施者）
①現地の国・地方公共団体からの推薦を受けた者 かつ ②日本で従事しようとする業務と同種の業務に従事した経験等がある者	商工会議所・商工会	当該会議所・商工会の会員企業
	中小企業団体（事業協同組合）	当該団体の組合員・会員企業
	職業訓練法人	当該法人の会員企業
	農業協同組合	当該組合の組合員（法人・個人）
	公益法人（社団・財団）	当該法人の会員企業

(3) 技能実習生の受入人数枠

① 基本人数枠

会員企業（組合員）の常勤職員数	受入可能な人数枠
301人以上	常勤職員数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
30人以下	3人

ただし、常勤職員に技能実習生は含まない。また1号実習生は常勤職員の総数、2号実習生は常勤職員数の総数の2倍、3号実習生は常勤職員数の総数の3倍を超えることはできません。

② 団体監理型の人数枠

第1号 （1年間）	第2号 （2年間）	優良な実習実施者・監理団体の場合		
		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

③ 農業における常勤職員数の取扱い

農業における常勤の職員については、申請者である農家が個人事業主である場合にあっては、確定申告をした前年分の収支内訳書（農業所得用）のうち「事業専従者の氏名等」欄に氏名の記載があるかなどを確認するほか、当該専従者の就労状況について具体的な説明を求めた上で、外国人技能実習機構が常勤の職員として認めることが適当か否かを判断することとなります。

(1) 技能実習生の在留資格 …… 「技能実習」

「農業の外国人技能実習生」(以下、「技能実習生」)の活動は、①入国後1年目の技能等を修得する活動、②2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動、③4・5年目の習熟した技能等に熟達するための活動に分けられ、対応する在留資格は、それぞれ①「技能実習1号口」、②「技能実習2号口」、③「技能実習3号口」となります。

(2) 技能実習生の保護

「監理団体」の実習監理の下、「実習実施者(受入農業者・農業法人)」と技能実習生との雇用契約に基づいて、1年目から技能実習法や労働関係法令の保護の下に技能実習が行われます(日本人労働者と異なり、労働基準法の一部適用除外はありません)。

(3) 技能実習2号・技能実習3号への移行 …… 「在留資格の変更」

技能実習生は、技能実習1号や技能実習2号修了時に、「移行対象職種・作業」(5・13頁参照)において、技能実習の公的評価システムである「農業技能評価試験(初級・専門級)」(16頁参照)の合格をはじめとする所定の要件を満たし、在留資格変更許可を受けた場合、それぞれ技能実習2号・技能実習3号へ移行することができます。

この場合技能実習生は、各在留資格とも同一の実習実施者や同一の職種・作業で修得・習熟・熟達に努めます。ただし、技能実習3号移行の際に、諸条件をクリアできれば、他の実習先(実習実施者)を選択できます。

農業分野における移行対象職種・作業は、耕種農業は「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」、畜産農業は「養鶏」「養豚」「酪農」の2職種・6作業となっています(5・13頁参照)。

(4) 技能実習期間 …… 「最長5年間(4・5年目は優良機関に限定)」

技能実習生の在留期間は、技能実習1号が1年以内、同2号・同3号がそれぞれ2年以内の、合わせて5年以内です。

(1) 監理団体の役割

団体監理型の技能実習は、「監理団体の責任及び実習監理」の下に行われます。

監理団体は、技能実習計画に基づく実習実施者における、技能実習1号・同2号・同3号の全ての実習期間において、監理団体としての責任及び実習監理が求められます。また「優良な監理団体」(一般監理事業)には、受入期間の延長や人数枠の拡大が認められます(6・9頁参照)。

監理団体に係る主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること。

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること。

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ3カ月に1回以上）

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ア 技能実習の実施状況の実地確認 | イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること |
| ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談 | エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧 |
| オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認 | |

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること。

⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること。

⑥ 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること。

⑦ 優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞。

⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収
- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと
- ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること

(2) 実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割

実習実施者は、技能実習法等においてさまざまな受入基準や要件が定められており、技能実習制度の理念の下に、技能実習生が実効ある技能等を段階的に修得等できるよう取り組まなければなりません。

受入農業者・農業法人は、技能実習責任者の下に、技能実習生に技能等を修得等させる立場にあり、「人づくりという本来の目的」を忘れないで、認定技能実習計画に従って実施しなければなりません。優良な実習実施者には、受入期間の延長や人数枠の拡大が認められます（6・9頁参照）。

実習実施者に係る役割

- ① 事業所ごとに常勤の技能実習責任者を配置し、実習開始後は速やかに外国人技能実習機構にその実施を届け出ること。
 - ② 常勤の技能実習指導員及び生活指導員を配置していること。
 - ③ 技能実習計画を許可された監理団体の指導により作成し、外国人技能実習機構の認定を受けること。
 - ④ 帳簿書類や技能実習日誌を作成して備え付け、技能実習終了後1年以上保存すること。
 - ⑤ 技能実習生への賃金が、日本人と同等額以上であること、及び習熟度に応じてアップすること。
 - ⑥ 1年ごとに実施状況報告書を外国人技能実習機構に提出すること。
- ※ 他に、技能実習生の宿舍確保、労災保険等の補償措置等。

(3) 優良な実習実施者・監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなります。

優良な実習実施者の要件	優良な監理団体の要件
(満点 120) ① 技能等の修得等に係る実績 (70 点) - 過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率*等 *3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案 ② 技能実習を行わせる体制 (10 点) - 直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有） ③ 技能実習生の待遇 (10 点) - 第1号実習生の賃金と最低賃金の比較 - 技能実習の各段階の賃金の昇給率 ④ 法令違反・問題の発生状況 (5 点（違反等あれば大幅減点）) - 直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 - 直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無 ⑤ 相談・支援体制 (15 点) - 母国語で相談できる相談員の確保 - 他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等 ⑥ 地域社会との共生 (10 点) - 実習生に対する日本語学習の支援 - 地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供	(満点 120) ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制 (50 点) - 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率 - 監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等 ② 技能等の修得等に係る実績 (40 点) - 過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率*等 *3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案 ③ 法令違反・問題の発生状況 (5 点（違反等あれば大幅減点）) - 直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ④ 相談・支援体制 (15 点) - 他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること - 他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等 ⑤ 地域社会との共生 (10 点) - 実習実施者に対する日本語学習への支援 - 実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

外国人技能実習生の受入手順

1 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ

[illegible]

(注1) 窓口 A 機構地方事務所 / B 地方入国管理局 / C 在外日本国公館

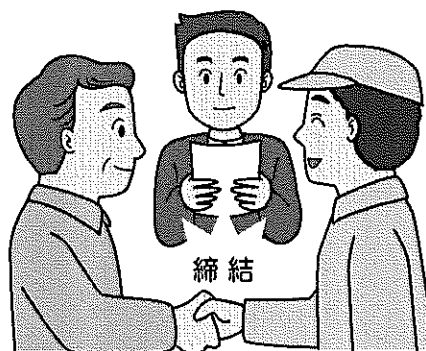
(注2) 審査期間は、問題がない案件（提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの）についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。

(注3) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。

2 技能実習生の募集・選抜・雇用契約締結等

監理団体は、技能実習生と実習実施者（受入農業者、農業法人）とのあっせんをする場合、職業紹介事業の許可、届出が必要であり（監理団体許可要件に含む）、実習実施者は入国前に、技能実習生と雇用契約を締結する必要があります。

また、技能実習生の募集・選抜にあたっては、母国語の文書によって、技能実習期間中の労働条件などを技能実習生に説明することが必要で、監理団体はそれらを具体的に確認しておく義務があります。

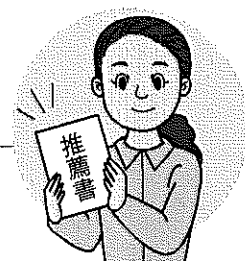


3 技能実習生の要件・在留手続

(1) 技能実習生の要件（責務と基準）

（責務）技能実習に専念し、技能等の移転に努めなければならない。

- ① 18 歳以上であること。
- ② 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- ③ 修得した技能等を帰国後活用し、本国で農業に従事する予定があること。
- ④ 本国において農業に従事した経験を有すること、又は日本で実習する特別な事情があること。
- ⑤ 本国の国・地方公共団体等からの推薦を受けていること。
- ⑥ 第3号移行には、第2号修了後に1カ月以上帰国していること。
- ⑦ 同じ段階の技能実習を過去に行っていないこと。



(2) 技能実習生の在留手続

① 査証（ビザ）の取得と上陸許可

技能実習生として日本に上陸しようとする外国人は、有効な旅券と査証を所持しなければなりません。査証は、在留資格認定証明書等を提示して日本の在外公館に申請します。そして、日本の空港・海港で、旅券、査証等を入国審査官に提示し、在留資格「技能実習1号」（在留期間は1年以内）とする上陸許可を受けて、初めて技能実習生としての活動ができます。

② 在留資格変更許可

技能実習1号から技能実習2号又は技能実習2号から技能実習3号へ移行しようとする技能実習生は、移行対象職種・作業に係る農業技能評価試験（初級、専門級）に合格し、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定を受けた上で、地方入管局に在留資格変更許可申請を行うことになります。この申請は、移行する技能実習計画の認定後、速やかに行わなければなりません。

③ 在留期間更新許可

技能実習1号（在留期間が1年未満の場合）や同2号及び同3号について、技能実習生は同資格の在留期限の範囲内で、在留期間の更新申請を地方入管局に行うことができます。この申請は、在留期限が満了する概ね2カ月前までに行わなければなりません。

④ 在留カード

2012年（平成24年）7月「新たな在留管理制度」が施行され、地方入管局で技能実習生に在留カードが交付され、在留カードをもらった外国人は、14日以内に自分が住んでいる市町村窓口に出向き、在留カードに「住居地」を記載してもらわなければなりません。

在留カードは常時携帯義務があり、また出国・再入国については、「みなし再入国制度」が適用され、手続きが簡素化されました。

⑤ 途中帰国報告

技能実習生が、技能実習計画に記載された技能実習を満了した上で帰国する場合には、特段の報告は必要ありませんが、技能実習生が技能実習計画の満了前に帰国する場合、監理団体は技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、外国人技能実習機構に対し技能実習実施困難時届出書を提出する義務があります。

4 技能実習計画の作成と認定及び履行・確認

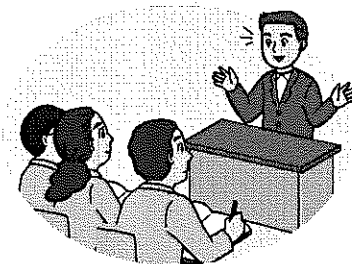
技能実習を行わせようとする場合、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることとなりました。認定は、新設された外国人技能実習機構が担います。

(1) 技能実習計画の作成

- ① 技能実習計画は監理団体の指導の下に実習実施者が作成します。
- ② 人材育成の観点を踏まえることが重要であり、技能実習生が効果的・効率的に技能等を修得等できるかは、技能実習計画次第であるといえます。
- ③ 技能実習生がステップごとに技能等の修得・習熟・熟達を図れるように、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載します。
- ④ 技能実習計画には、技能実習のステップごとに修得状況等を確認するための、技能評価試験合格などの目標を記載する必要があります。

(2) 技能実習計画の認定

- ① 実習実施者（受入農業者等）は許可を受けた監理団体の指導の下に「技能実習計画」を作成して、外国人技能実習機構からその計画が適当であることの認定を受けなければなりません。
- ② また技能実習計画は技能実習生ごとに作成する必要があります。
- ③ 軽微な変更を除き、技能実習計画を変更した場合も、変更の認定を受けなければなりません。
- ④ 認定計画に従って技能実習を実施していないなどの場合は、認定の取消の対象となります。認定が取り消されると、技能実習を行わせることができなくなるほか、取消の日から5年間は技能実習計画の認定が受けられなくなります。



(3) 技能実習計画の履行と確認

- ① 技能実習は技能実習計画に基づいて確実に終期まで実施されなければなりません。実習実施者はこの技能実習計画に則って、技能実習生が着実に技能等の修得等ができるよう実行します。
- ② ステップごとの効果的な技能実習やその評価方法により、技能実習生が段階的に技能等の修得・習熟・熟達を図れるように、技能実習計画を履行することが重要です。
- ③ 技能実習生が技能実習計画に記載された目標を達成したことを評価するため、ステップごとに技能評価試験の受験が義務付けられています。

1年目

技能実習計画

<技能実習の到達目標>

農業技能評価試験
初級レベル
(学科・実技試験)

3年目

技能実習計画

<技能実習の到達目標>

農業技能評価試験
専門級レベル
(学科・実技試験)

5年目

技能実習計画

<技能実習の到達目標>

農業技能評価試験
上級レベル
(学科・実技試験)

「技能実習計画」の作成にあたって

移行対象職種・作業については、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ条件に適合することが必要です。

- (1) **【必須業務】** 技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務。
- (2) **【関連業務】** 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。
- (3) **【周辺業務】** 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務((2)に掲げる者を除く。)をいう。

※それぞれ、従事させる時間のうち10分の1以上を安全衛生に係る業務に充てる。

【各作業時間の全実習時間に対する割合】

	全体計画に含まれる割合
必須業務	実習時間全体の2分の1以上
関連業務	// 2分の1以下
周辺業務	// 3分の1以下

【農業分野における業務の範囲の一覧】

※平成29年9月、関連業務に下線のとおり「製造・加工」作業が追加された。

職種名	作業名	作業の範囲
耕種農業	「施設園芸」	【必須業務】 施設園芸作業、安全衛生作業 【関連業務】 畑作・野菜作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、 <u>農産物を原材料として使用する製造・加工の作業</u> 等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業 等
	「畑作・野菜」	【必須業務】 畑作・野菜作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、果樹作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、 <u>農産物を原材料として使用する製造・加工の作業</u> 等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業 等
	「果樹」	【必須業務】 果樹作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、畑作・野菜作業、稲作作業、果樹作業の関連作業、 <u>農産物を原材料として使用する製造・加工の作業</u> 等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業 等
畜産農業	「養豚」	【必須業務】 養豚作業、安全衛生作業 【関連業務】 飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜舎清掃作業、 <u>畜産物を原材料として使用する製造・加工の作業</u> 等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業 等
	「養鶏」	【必須業務】 養鶏作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用鶏生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、 <u>畜産物を原材料として使用する製造・加工の作業</u> 等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業 等
	「酪農」	【必須業務】 酪農作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用牛生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、 <u>畜産物を原材料として使用する製造・加工の作業</u> 等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業 等

5 労働関係法令等の遵守

技能実習生には、日本人の労働者と同様に、わが国の労働関係法令等が適用され保護されます。また2017年(平成29年)11月から技能実習法が施行され、より一層の技能実習生保護が図られることになります。

実習実施者は、労働関係法令の遵守をはじめとして、雇用関係に基づく適正な賃金の支払いや社会保険等への加入の必要があります。

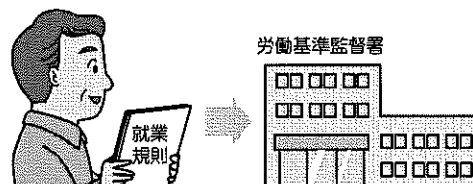
農業に関しては、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定など、一部項目の適用除外がありますが、他産業並みの労働環境を確保するために、外国人技能実習制度では基本的に労働関係法令等の規定を遵守・準拠します(平成12年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」、平成25年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習生の労働条件の確保について」)。

① 労働契約の締結(労働条件通知書の交付)

技能実習生との間で、労働契約を締結する。実習内容、労働時間、休憩時間、休日、賃金等については書面の交付により明示する。

② 就業規則の作成

1事業所で常時10人以上の労働者を使用する農家等は、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出る。
10人未満の農家等でも就業規則を作成するよう努める。



③ 強制貯金の禁止

労働契約に付随して貯蓄の契約、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

④ 賃金の適正な支払い

本人に直接、通貨で全額、毎月一定期日に支払う。口座払いは書面による本人の同意が必要。通帳・印鑑・キャッシュカードは本人保管のこと。

⑤ 労働時間について

原則1日8時間、週40時間まで。変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをする。

⑥ 休憩について

労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分。
労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間。

⑦ 休日について

原則、毎週少なくとも1日。



⑧ 時間外、休日、深夜の割増賃金

所定の手続きにより、法定労働時間の原則を超えて労働させることができるが、割増賃金を支払うことが必要（なお、農業の場合であっても深夜労働に関する割増賃金の規定は適用除外とならない）。

時間外労働：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

休日労働：通常労働日の賃金の計算額の3割5分以上

深夜労働（午後10時～午前5時）：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

⑨ 社会保険（医療保険、年金保険）

法人の場合は健康保険・厚生年金が強制適用。個人経営の場合、健康保険・厚生年金保険、国民健康保険・国民年金のいずれかに加入すること。

⑩ 労働保険（労災保険、雇用保険）

法人の場合は強制適用。常時5人未満の従業員を使用する個人経営は任意加入であるが、労災保険、雇用保険への加入が必要。

6 技能実習生の保護と罰則規定

(1) 技能実習生の保護

技能実習法では、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する罰則規定が定められています。また、技能実習生に対する相談や情報提供等、転籍の連絡調整を行うこととされています。

(2) 罰則規定等

罰 則	監 理 団 体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体 の自由を不当に拘束する手段によって 技能実習を強制する行為（46条）	労働基準法に同様の規定あり （5条）
6カ月以下の懲役又は30万円 以下の罰金	②違約金等を定める行為（47条1項） ③貯蓄金を管理する契約を締結する行為 （47条2項）	労働基準法に同様の規定あり （16条・18条1項）
	④旅券等を保管する行為（48条1項） ⑤私生活の自由を不当に制限する行為（48条2項） ⑥法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利 取扱い（49条2項）	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

IV

農業技能評価試験(初級、専門級)の概要

■ 「技能実習1号(1年目)」から「技能実習2号(2・3年目)」及び「技能実習3号(4・5年目)」へ移行するためには、(一社)全国農業会議所が実施する「農業技能評価試験」の「初級」及び「専門級」を受験し、合格しなければなりません。

試験実施機関	(一社)全国農業会議所					
対象職種・作業 (2職種6作業)	・耕種農業……「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業……「養豚」「養鶏」「酪農」					
試験の方法と基準	・試験科目……学科試験及び実技試験からなります。 ・使用言語……全て日本語で行います。初級、専門級試験は、口語体ひらがな、分かち書き(語と語の間を開けた書き方)で、ヘボン式ローマ字を併記します。初級は試験問題を読み上げます。 ・試験場……技能実習生の居住地等を勘案して決定します。					
受験の申し込み	全国農業会議所が定める受験申請書に記入していただき、写真、「在留カード」の写し、「パスポート」の写しを添え、全国農業会議所に申し込んでください。					
受験料 (毎年度当初に決定)	15,400円(学科試験5,100円、実技試験10,300円)<平成29年5月現在>。なお、再試験に際しては、受験料以外に試験実施にかかる実費等を徴収することがあります。					
合格者等の決定	試験者に対しては試験結果通知書、合格者に対しては農業技能評価試験合格証明書を交付します。不合格者から希望があれば、学科試験、実技試験の再試験を1回に限り行います。					
欠席者の取り扱い	欠席の理由が健康上の理由等、全国農業会議所が認めた場合に限り再試験を認めます。					
試験問題 (初級、専門級) の概要	・学科問題……農作業における作物栽培管理、畜産管理、安全衛生等について、初歩的(初級)又は基本的(専門級)な知識を有しているかを問います。 ・実技問題……各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできることを求めます。					
	試験問題	耕種農業			畜産農業	
		施設園芸	畑作・野菜	果樹	養豚	養鶏 酪農
	学科	(耕種・畜産共通) 日本農業一般(日本の地理、日本の栽培作物・畜産)				
		耕種農業一般・安全衛生			畜産農業一般・安全衛生	
実技	1. 土壌の観察	1. 土壌の観察	1. 土壌の観察	1. 個体の取扱	1. 個体の取扱	1. 器具の取扱
	2. 肥料の取扱	2. 肥料の取扱	2. 肥料の取扱	2. 個体の観察	2. 個体の観察	2. 個体の観察
	3. 環境管理	3. 資材の取扱	3. 種子・苗木の取扱	3. 飼養管理	3. 飼養管理	3. 飼養管理
	4. 資材・装置の取扱	4. 栽培に関する作業	4. 栽培に関する作業	4. 安全衛生	4. 生産物の取扱	4. 生産物の取扱
	5. 栽培に関する作業	5. 安全衛生	5. 安全衛生	5. 安全衛生	5. 安全衛生	5. 安全衛生
	6. 安全衛生					

■「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

外国人技能実習機構 電話 03-6712-1523 (代)

■「農業技能評価試験」、農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

一般社団法人 全国農業会議所 電話 03-6910-1124 ginoujissyu@nca.or.jp

一般社団法人 全国農業会議所 〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 (中央労働基準協会ビル 2 階)

農林水産省補助事業・外国人技能実習生受入適正化支援事業(平成 29 年 7 月作成)

普及順位表(11月)

2017/11/1

日 2017年10月26日

順位	普及部数		順位	普及率		順位	対前月増加部数	
	都道府県名	部数		都道府県名	%		都道府県名	部数
1↑	新潟	5,604	1↑	鹿児島	561	1	栃木	78
2↓	長野	5,581	2↓	新潟	558	2	山梨	50
3	熊本	5,287	3	熊本	522	3	静岡	39
4	鹿児島	4,917	4	栃木	516	4	大分	32
5	北海道	3,772	5↓	宮崎	505	5	滋賀	30
6	栃木	3,721	6	長崎	456	6	福岡	29
7	岩手	3,394	7	岩手	441	7	岐阜	28
8	茨城	2,998	8↑	大分	400	8	埼玉	22
9	福岡	2,992	9↓	長崎	397	8	愛媛	22
10	群馬	2,825	10	山口	339	10	福島	16
11	宮崎	2,672	11	山群	334	11	石川	12
12	長崎	2,642	12	佐賀	329	11	長崎	12
13	福岡	2,548	13	宮城	311	13	群馬	11
14	兵庫	2,366	14	富山	308	14	岩手	9
15	青森	2,245	15	石川	307	14	鹿児島	9
16	宮城	2,164	16	香川	301	16	島根	6
17	愛知	2,149	17	京都	298	17	宮城	3
18	千葉	2,022	18	山形	293	17	三重	3
19↑	大分	1,977	19	青森	280	17	和歌山	3
20↓	大崎	1,973	20	秋田	277	20	青森	2
21	京山	1,903	20↑	島根	277			
22	山形	1,860	22	茨城	252			
23	山口	1,850	23	福岡	251			
24	山静	1,787	24	兵庫	246			
25	秋田	1,687	25	鳥取	243			
26	香川	1,629	26	沖縄	231			
27	岐阜	1,563	27	神奈川	224			
28↑	佐賀	1,523	28	東京	209			
29↓	大東	1,516	29	徳島	208			
30	東京	1,350	30↑	福井	203			
31	島根	1,345	31↓	広島	201			
32	神奈川	1,295	32	静岡	199			
33	石川	1,250	33↓	福岡	198			
34	岡山	1,205	34	愛媛	192			
35↑	愛媛	1,198	35	高知	187			
36↓	広島	1,176	36	愛媛	179			
37↓	徳島	1,162	37	大分	178			
38	高知	1,151	38	岡山	172			
39	沖縄	1,100	38↑	岐阜	172			
40	富山	1,025	40↓	千葉	169			
41	鳥取	970	41	北海道	158			
42	奈良	885	42	埼玉	151			
43	三重	817	43	奈良	135			
44↑	山梨	792	44	滋賀	132			
45↓	福井	759	45	山梨	128			
46	滋賀	689	46	三重	100			
47	和歌山	515	47	和歌山	80			
	全国平均	2,079		全国平均	267			

増保減 加合少 20県 2県 25県

順位	申込部数	
	都道府県名	部数
1	栃木	126
2	鹿児島	58
3	山梨	57
3	愛媛	54
5	長野	48
6	福岡	41
7	静岡	40
7	大分	40
9	福島	36
10	滋賀	31
	前月比増減	154

全国農業新聞普及推進一覽表

全国農業新聞長野県支局
平成29年11月1日現在

11月までに目標達成 : 1市町村・3協議会
: 平谷村
: 諏訪、上伊那、長野

	4月部数	11月部数	目標部数	目標達成率(%)	今後の普及部数
佐久	0	0	6	0.0	6
小諸市	156	144	180	80.0	36
佐久市	209	199	261	76.2	62
佐久穂町	78	84	100	84.0	16
小海町	53	51	68	75.0	17
川上村	36	37	48	77.1	11
南牧村	42	41	49	83.7	8
南相木村	14	20	23	87.0	3
北相木村	13	14	22	63.6	8
軽井沢町	81	85	97	87.6	12
御代田町	41	37	57	64.9	20
立科町	52	53	66	80.3	13
佐久計	775	765	977	78.3	212
上小	1	1	6	16.7	5
上田市	225	191	277	69.0	86
東御市	82	92	107	86.0	15
長和町	53	47	70	67.1	23
青木村	33	39	44	88.6	5
上小計	394	370	504	73.4	134
諏訪	6	8	7	114.3	+1
岡谷市	60	54	73	74.0	19
諏訪市	45	44	69	63.8	25
茅野市	90	83	119	69.7	36
下諏訪町	32	36	42	85.7	6
富士見町	64	63	82	76.8	19
原村	52	64	66	97.0	2
諏訪計	349	352	458	76.9	106
上伊那	7	9	7	128.6	+2
伊那市	337	303	370	81.9	67
駒ヶ根市	66	64	93	68.8	29
辰野町	35	34	50	68.0	16
箕輪町	84	82	108	75.9	26
飯島町	58	55	74	74.3	19
南箕輪村	40	42	56	75.0	14
中川村	69	67	82	81.7	15
宮田村	29	34	39	87.2	5
上伊那計	725	690	879	78.5	189

	4月部数	11月部数	目標部数	目標達成率(%)	今後の普及部数
飯伊	0	0	6	0.0	6
飯田市	424	394	458	86.0	64
松川町	52	49	69	71.0	20
高森町	64	68	84	81.0	16
阿南町	32	30	54	55.6	24
阿智村	32	33	51	64.7	18
平谷村	16	16	16	100.0	0
根羽村	16	15	23	65.2	8
下條村	51	46	64	71.9	18
売木村	11	8	20	40.0	12
天龍村	19	15	30	50.0	15
泰阜村	22	22	32	68.8	10
喬木村	20	33	35	94.3	2
豊丘村	50	49	69	71.0	20
大鹿村	26	20	35	57.1	15
飯伊計	835	798	1,046	76.3	248
木曽	5	3	6	50.0	3
木曽町	41	39	62	62.9	23
上松町	14	13	26	50.0	13
南木曽町	42	42	54	77.8	12
木祖村	18	26	28	92.9	2
王滝村	10	14	18	77.8	4
大桑村	19	19	29	65.5	10
木曽計	149	156	223	70.0	67
松塩筑安曇	4	4	6	66.7	2
松本市	563	490	599	81.8	109
塩尻市	83	79	111	71.2	32
安曇野市	167	157	219	71.7	62
麻績村	31	30	42	71.4	12
生坂村	41	40	51	78.4	11
山形村	57	47	72	65.3	25
朝日村	53	60	65	92.3	5
筑北村	51	45	65	69.2	20
松塩筑安曇計	1,050	952	1,230	77.4	278

	4月部数	11月部数	目標部数	目標達成率(%)	今後の普及部数
北安曇	3	3	6	50.0	3
大町市	155	144	184	78.3	40
池田町	59	54	72	75.0	18
松川村	55	57	69	82.6	12
白馬村	36	32	50	64.0	18
小谷村	29	30	43	69.8	13
北安曇計	337	320	424	75.5	104
長野	9	9	9	100.0	0
長野市	203	189	275	68.7	86
千曲市	76	74	108	68.5	34
坂城町	46	43	62	69.4	19
信濃町	67	66	87	75.9	21
飯綱町	51	49	72	68.1	23
小川村	42	44	54	81.5	10
長野計	494	474	667	71.1	193
須高	0	0	6	0.0	6
須坂市	75	63	94	67.0	31
小布施町	37	37	53	69.8	16
高山村	44	36	60	60.0	24
須高計	156	136	213	63.8	77
北信州	3	3	6	50.0	3
中野市	163	150	198	75.8	48
飯山市	106	97	125	77.6	28
山ノ内町	52	51	70	72.9	19
木島平村	35	34	53	64.2	19
野沢温泉村	20	23	29	79.3	6
栄村	33	32	47	68.1	15
北信州計	412	390	528	73.9	138
協議会計	38	40	71	56.3	31
市町村計	5,638	5,363	7,078	75.8	1,715
小計	5,676	5,403	7,149	75.6	1,746
農業会議	160	178	201	88.6	23
合計	5,836	5,581	7,350	75.9	1,769

※本年度の目標部数は、1年間に農業委員・農地利用最適化推進委員が1人1部普及を基本としている。

具体的には、平成29年4月1日現在部数に4月1日現在委員数を加算し、農家戸数に対する普及率と前年度目標達成の可否により微調整をし、平成29年4月14日開（一社）長野県農業会議第13回常設審議委員会決定。

なお、長期目標部数を「農家戸数の30%」とし、達成している平谷村の本年度の目標部数は、4月1日部数の維持とした。

※協議会は、最低目標部数を6部とし、現在6部の協議会は7部、上回っている協議会は4月1日部数の維持とした。

※本年の最終申込み締切日：平成29年11月21日（火）